

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月29日

【事業年度】 第13期(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

【会社名】 株式会社アイドマ・ホールディングス

【英訳名】 Aidma Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三浦 陽平

【本店の所在の場所】 東京都豊島区南池袋二丁目25番5号

【電話番号】 03 - 5985 - 8290 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 阿部 光良

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区南池袋二丁目25番5号

【電話番号】 03 - 5985 - 8290 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 阿部 光良

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期
決算年月	2019年8月	2020年8月	2021年8月
売上高 (千円)	1,294,833	1,829,843	3,716,142
経常利益 (千円)	119,399	216,120	817,979
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	84,703	164,228	480,413
包括利益 (千円)	84,703	164,228	480,413
純資産額 (千円)	345,659	509,888	3,041,823
総資産額 (千円)	707,373	1,677,151	5,310,018
1株当たり純資産額 (円)	53.71	79.27	401.13
1株当たり当期純利益 (円)	13.81	25.56	72.41
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	69.45
自己資本比率 (%)	48.8	30.4	57.3
自己資本利益率 (%)	32.1	38.4	27.1
株価収益率 (倍)	-	-	73.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	212,952	356,547	1,377,941
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	77,707	37,479	150,771
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	107,142	398,345	2,026,479
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	398,908	1,116,321	4,369,971
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	63 〔50〕	104 〔44〕	147 〔31〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2021年6月23日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から当連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価としてみなして算定しております。
4. 第11期及び第12期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員、パートタイマーを含む)は年間平均人員を〔〕内に外数で記載しております。
6. 第11期から第13期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
7. 当社は、2021年1月21日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月	2021年8月
売上高	(千円)	700,710	999,657	1,280,838	1,746,541	3,566,546
経常利益	(千円)	70,795	79,288	153,230	200,346	712,645
当期純利益	(千円)	51,606	49,972	111,464	153,927	414,267
資本金	(千円)	10,000	10,000	49,050	49,050	1,074,906
発行済株式総数	(株)	200,000	200,000	214,200	214,200	7,581,950
純資産額	(千円)	108,090	158,063	348,122	502,049	2,967,838
総資産額	(千円)	338,432	354,042	660,597	1,494,179	5,108,883
1株当たり純資産額	(円)	540.45	790.32	54.10	78.05	391.37
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益	(円)	258.03	249.86	18.17	23.95	62.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	59.89
自己資本比率	(%)	31.9	44.7	52.6	33.6	58.1
自己資本利益率	(%)	62.7	37.6	44.1	36.3	23.9
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	85.7
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	39 〔56〕	44 〔34〕	63 〔50〕	100 〔44〕	143 〔31〕
株主総利回り (比較指標：)	(%) (%)	()	()	()	()	()
最高株価	(円)					7,030
最低株価	(円)					2,980

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
3. 第9期から第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2021年6月23日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から当連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価としてみなして算定しております。
5. 第9期から第12期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は当社から他社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員、パートタイマーを含む)は年間平均人員を〔〕内に外数で記載しております。
7. 主要な経営指標等の推移のうち、第9期及び第10期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出した各数値を記載して、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
8. 第11期から第13期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

9. 当社は、2017年8月26日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、当社は、2021年1月21日付で普通株式1株につき、30株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
10. 第9期から第13期の株主総利回り及び比較指数は、2021年6月23日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。
11. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。
ただし、当社株式は、2021年6月23日から東京証券取引所マザーズに上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。

2 【沿革】

当社の創業者である三浦陽平は、「すべての人の夢の実現に貢献する」という経営理念の実現のため、労働人口減少時代における企業の業務支援、働き手の就労支援を目的とし、2008年12月に株式会社アイドマ・ホールディングスを東京都東村山市において設立いたしました。

会社設立以降、現在までの沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2008年12月	東京都東村山市に株式会社アイドマ・ホールディングスを設立（資本金1,000千円）
2012年5月	東京都豊島区池袋二丁目47番3号に本社を移転
2013年7月	新規サービス（物語TV）の企画・運営を目的として、株式会社物語TV（東京都豊島区池袋、資本金1,000千円）を当社の子会社として設立
2014年5月	電話営業管理のためのクラウド型自社システムとして『TMO（Tele Marketing Optimization）』をリリース。営業支援サービスをサポートするシステムとしてサービス提供を開始
2015年6月	主婦層を中心とした在宅ワーカーの求人サイト『ママワークス』を立ち上げ、広告掲載事業を開始。
2016年2月	東京都豊島区池袋二丁目6番1号に本社を移転
2017年1月	新規サービス（meet in）への参入を目的として、株式会社meet in（本社 東京都豊島区、資本金5,000千円）を当社代表取締役により設立
2017年4月	自社システム『TMO』の機能を大幅に機能・改善した『Sales Crowd』をリリース。営業支援サービスの中心となるシステムとしてサービス提供するとともに、システム利用のみを希望する顧客向けにID販売を開始
2017年9月	株式会社meet inを当社が100%子会社化
2018年6月	プライバシーマーク（JIS Q 15001）を取得
2018年10月	経営の効率化を目的として株式会社meet inを存続会社として、株式会社物語TVを吸収合併
2018年11月	『meet in』の販売を開始
2019年3月	当社子会社である株式会社meet inにて『meet in』の販売を開始
2019年4月	東京都豊島区南池袋2丁目25番5号に本社を移転
2020年11月	営業支援サービス価値向上を目的としてテックジェンス株式会社へ出資
2021年1月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格である「ISO/IEC 27001:2013」の認証を取得
2021年6月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

3 【事業の内容】

当社グループは、「人口減少を成長の機会に」を経営の基本方針に掲げております。少子高齢社会における労働力人口の減少というトレンドを新たな挑戦と成長の機会と捉え、企業の人材確保が困難な環境下において外部リソースの有効活用とテクノロジーを活用した生産性向上への貢献を通じ、当社グループのビジョンである「世界の可能性を広げる」を実現するために事業を展開しております。

当社グループは、当社、連結子会社1社（株式会社meet in）及び持分法非適用関連会社1社（テックジェンス株式会社）の3社で構成されており、顧客における外部リソースの有効活用と生産性向上を目的として中小企業向けの営業支援を主としたワーク・イノベーション事業を行っております。

同事業では、営業を主とした業務支援によって顧客の生産性を向上させるだけでなく、人材不足に悩む中小企業に対して、潜在的に働ける方を、新たな働き手として繋げ、外部活用を促す就労支援も行っております。企業と働き手双方にとって価値ある機会を創出する事業活動を通じて、当社グループの経営理念を実現してまいります。

なお、当社グループはワーク・イノベーション事業のみの単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略いたしますが、ワーク・イノベーション事業は、営業支援サービスである「セールス・プラットフォーム事業」、人材支援サービスである「ママワークス事業」及び業務支援サービスである「meet in事業」の3つのサービスで構成されております。

グループ各社の事業に係る位置付けは以下のとおりです。

会社名	主な事業の内容
当社	<ul style="list-style-type: none"> ・セールス・プラットフォーム事業 ・ママワークス事業
連結子会社 株式会社meet in	<ul style="list-style-type: none"> ・meet in事業
持分法非適用関連会社 テックジェンス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・テクノロジーインストラクションデータの提供（注）

（注）テクノロジーインストラクションデータとは、企業に導入されているICT（情報通信技術）の導入・解除に関する情報を追跡し収集したデータのことをいいます。

1. セールス・プラットフォーム事業

セールス・プラットフォーム事業は、当社グループの事業活動を通じて得られた営業に関するデータベース及び独自に開発した営業支援システム（Sales Crowd）を活用し、主に法人向けビジネスを営む顧客企業の持つ商材やサービスに応じたテストマーケティングの実行支援を行っております。テストマーケティングの実行支援は、概ね1年にわたって営業プランを様々な角度から検証し、効果の高いパターンを見つけ出し、顧客の営業活動における成果の追求、生産性向上を支援します。具体的なステップは以下のとおりとなります。

ステップ	ステップの内容
取材・インタビュー	担当者が顧客の商材・サービスを詳しくヒアリングします。
企画（営業プラン）提案	当社グループの成功事例が蓄積されたデータベースから最適な企画（営業プラン）を抽出します。営業プランは、ターゲットリストとトークスクリプトにより構成され、営業プランの準備はすべて当社にて実施します。営業プランは2021年8月末時点までの支援社数延べ5,000社以上のデータが蓄積されたデータベースから企画し、全国の法人情報からターゲットリストを作成します。ターゲットリストは当社グループが独自に開発した営業支援システム「Sales Crowd」にて一元管理され、データの重複の自動精査、データの保管、データのゆらぎを統一することが可能です。また、営業プランは検証を行う中でPDCAが回され、より確度の高いプランへと改善していきます。トークスクリプトにおいても、これまで蓄積されたデータベースを参照し、高い効果が見込まれるトークスクリプトを作成します。
テストマーケティング	テストマーケティングを行い、費用対効果の高いパターンを検証していきます。検証にあたっては、電話、Eメール、FAX・DM、手紙等の様々なチャネル毎に検証し、最も効果の高い営業チャネルを見つけ出します。検証したデータは、当社の営業支援システム「Sales Crowd」にてリアルタイムに結果を確認でき、テストマーケティングの結果が可視化されます（注）。また、週に1回は進捗報告レポートをシステムにて送信し、テストマーケティング活動の進捗を把握することが可能です。テストマーケティングを実施する際には、当社独自の品質管理を徹底しております。具体的には、架電時の音声データを保存し、かつ自動で文字起こしを行い、当社のマーケティング事業部の品質管理チームにて1社につき、2名の在宅ワーカーが実際にトーク内容（音声）を聞きながら、アポイント取得先については原則として取得時に全件、その他の架電についても定期的にサンプルにてチェックを行っております。チェック結果はチェックリストとしてとりまとめ、品質管理責任者がレビューしております。テストマーケティングで検証された費用対効果の高いパターンをトークスクリプト等の検証資料一式とともに顧客に納品し、以降の営業活動を提案いたします。

（注）テストマーケティングの結果では、以下の件数と確率などが確認できます。

項目	内容
架電数	全体の架電件数です。
着電率	アプローチ先に電話につながった確率です。
アポイント数・率	商談の予定が取れた件数と確率です。
本人資料請求数・率	対象者からの資料送付依頼の件数と確率です。
受付資料請求数・率	対象者以外からの資料送付依頼の件数と確率です。
本人拒否数・率	対象者につながったが、断られた件数と確率です。
受付拒否数・率	受付など対象者以外から、断られた件数と確率です。

当社グループは、毎月約60万件を超える電話営業を中心とした手法を通して様々なテストマーケティングを行っております。そのため、サービス別、業種別、エリア別、アプローチ手法別等の様々な営業の成功事例が蓄積されたデータベースを有しており、そのデータを活用して、顧客に対して営業活動の企画を立案（仮説を設定）し、その効果をテクノロジーを活用して効率的に検証し、効果が見込まれる企画を在宅ワーカーを活用してテストマーケティングを実践する営業支援を提案しております。このプロセスを繰り返すことで効果の高い営業パターンの抽出を行っております。日本の大多数を占める中小企業にとって、最も重要な経営課題の一つであり、かつ正社員等の社内人材が担ってきた「営業」分野において、社内人材が実施するよりも効果的かつ効率的にアウトソーシングすることができれば、顧客に大きな価値を提供できると考えております。

また、当社グループが独自に開発した営業支援システム（Sales Crowd）の以下の機能を活用することにより、顧客の営業活動の生産性向上を実現しております。当社グループでは、創業当時から自社でシステムの要件定義、設計、開発、テストを行う体制を構築しており、システム開発に関する多くのノウハウを当社内に蓄積しております。そのため、システムの不具合の発生やバージョンアップ等に関しても高品質かつスピード感をもって対応していく体制を構築しております。

機能	特徴
リスト作成	登録企業数が約170万社のデータベース(1)です。展示会出展歴や求人情報、導入製品など独自検索タグを使用することにより、ターゲットを絞り込んだピンポイントで精度の高いリスト作成が可能です。また、新設法人のリストも毎月追加され、既存法人の属性変更も更新されるため、常に鮮度の高い情報提供が可能です。
アプローチ	マルチチャネル（電話・FAX・メール・DM・フォーム・手紙）のアプローチがワンクリックで実行可能です。
自動分析	アポイント結果の分析、アポイントコストの算出、曜日・時間帯分析などがリアルタイムで確認可能です。
SFA（セールスフォースオートメーション）	アプローチ情報からリード情報までを一元管理可能です。
MA（マーケティングオートメーション）	自動メルマガ機能、シナリオ作成機能等によりリードナーチャリング(2)が可能です。
リモート商談	インサイドセールスに必要な機能（画面共有、録画、自動文字起こしによる議事録作成等）を活用したオンライン商談が可能です。

- 1 国税庁法人番号公表サイトにて公開されている情報等を参照し、各企業のHPから「社名」、「住所」、「電話番号」、「事業内容の要約」、「売上データ」等を収集しております。
- 2 獲得したリードに対して、段階的かつ効果的にアプローチし、信頼関係を構築しながら購入意欲を高めていくマーケティング手法です。

2. ママワークス事業

人材不足に悩む中小企業に対して、潜在的に働ける方を、新たな働き手として繋げていく就労支援を行っているママワークスは、「在宅ワーク」に特化した求人サイトです。登録会員数は2021年8月時点で28万人を超えております。なお、当連結会計年度において、フルリモート求人特化型転職支援サイト「Re Works」も立ち上げております。

企業にとって、クラウドワーカーを活用するメリットは、子育て世代の優秀なキャリアを持つ人材を活用できること、企業にとって必要なタイミングに最適な期間で業務の委託ができ、固定費の軽減を図ることが可能となる等が挙げられます。働き方に関する価値観の変化により、これまではクラウドワーカーの活用が消極的であった企業も関心をもつようになり、掲載案件数も増加を続けております。求人広告の掲載については掲載職種、掲載期間に応じた掲載料を収益として計上しております。求人広告の掲載については掲載期間に応じた掲載料を収益として計上しております。

また、ママワークス事業においては求人サイトの運営のみならず、クラウドワーカーを活用した業務の実現を支援するため運用フロー構築のコンサルティングを行っており、契約期間に応じた収益を計上しております。当社グループは、当社自身でも2015年から在宅ワーカーを幅広く活用して事業展開をしており、2021年8月時点で1,400名を超えるクラウドワーカーと業務委託契約を締結しております。そのため、これまで当社グループ内で培ってきたクラウドワーカーとの協業の運用ノウハウについて、外部リソースの活用ニーズを持つ顧客に対して在宅ワーカーを活用した業務体制の構築や業務手続のマニュアル化、オンラインを活用した会社とクラウドワーカーとの連携体制の構築等の支援実績に基づくノウハウを提供することが、ママワークス事業及び当社グループの優位性につながっております。

3. meet in事業

これまで直接的に会って行われていた商談・面接をオンライン上で行うことで、時間やコストの削減につながります。顧客の業務の効率化を最大化するために、当社グループが独自に開発したオンラインコミュニケーションインフラがmeet inです。

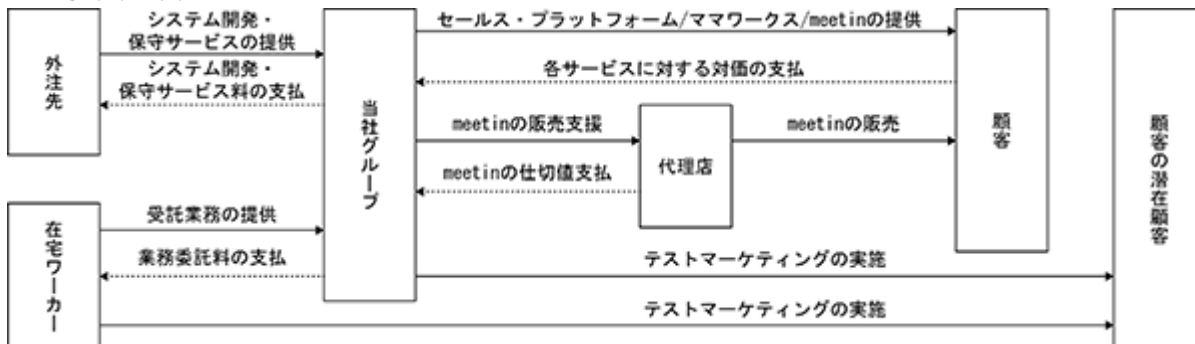
meet inは2018年11月のサービスリリースから2021年8月末時点で4,000社を超える企業に導入されており、従来必要であったアプリケーションのダウンロードやインストールは一切不要で、発行されたURLをクリックするだけで瞬時に相手方につながることができます。また、資料も画面にドラッグ&ドロップするだけで簡単に共有でき、録画やメモの共有もクリック一つで簡単に行うことができます。さらに、1対1でのミーティングに限らず、複数人でのミーティングも可能です。名刺交換機能や万が一ネットが途切れた場合に備えた固定電話機能など、コミュニケーションに欠かせない便利な機能が付属されています。

また、meet in上でやりとりされた音声を、人工知能を活用してリアルタイムに文字起こしする機能を実装しており、議事録作成といった時間のかかる作業も自動化され、業務の大幅な時間短縮が期待できます。その他、誰でも繰り返し実行できる再現性のあるオンライン営業や業務のマニュアル化、オンラインでの契約書の締結など、実際に会うよりも便利にご利用いただけることも、meet inが顧客から支持されている理由の一つと考えております。

販売形態は連結子会社である株式会社meet inによる「直販（直接販売）」と、販売代理店を介して販売する「代販（代理店販売）」の2つの形態をとっております。

なお、3つのサービスは、各々が単独で収益を獲得するのみならず、「セールス・プラットフォーム事業」の営業支援の一環で実施するテストマーケティング実行支援時に、「ママワークス事業」で運営を実施する求人サイトママワークスにご登録いただいている在宅ワーカーと協業し、「セールス・プラットフォーム事業」の営業支援時に活用する営業支援システム（Sales Crowd）の中に「meet in事業」で提供しているmeet inの機能を組み込む等、相互が有機的に結びつき、サービス間におけるシナジー効果を発揮しております。

事業系統図



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社meet in	東京都豊島区	5,000	ワーク・イ ノベーション 事業	100.0	子会社サービス (meet in)の取次 事務代行等の受託 役員の兼任1名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ワーク・イノベーション事業	147 (31)
合計	147 (31)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 当社グループはワーク・イノベーション事業の単一セグメントであります。

3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が43名増加しております。これは、主に事業拡大に向け人材獲得を積極的に行ったことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
143 (31)	29.1	1.8	5,551

(注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員、パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社はワーク・イノベーション事業の単一セグメントであります。

4. 前事業年度末に比べ従業員数が43名増加しております。これは、主に事業拡大に向け人材獲得を積極的に行ったことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在にて当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

企業理念

当社グループでは、創業以来、「すべての人の夢の実現に貢献する」という経営理念を掲げております。「すべての人の夢の実現に貢献する」ということは、「夢」を持てるような環境や社会の創出に貢献し、「夢」を持つ人が、それを実現できるようなインフラやソリューションを提供するということを意味しております。

ビジョン

経営理念を実現する為に、目指すべき方向性として、「世界の可能性を広げる」というビジョンを掲げております。世界の可能性を広げるという事を言い換えますと、場所や時間、そして環境や目など生じる様々な制約を取り除くことによって、世界中の可能性を広げ「全ての人が夢を実現できる社会」の創出に貢献していくことが、当社の目指すべき方向性であります。

経営の基本方針

当社グループでは、「人口減少を成長の機会に」という経営の基本方針を掲げております。

日本を含む多くの先進国は、ますます少子高齢化が進んでいきます。少子高齢化が進むことにより、労働力人口は減少し、企業の業績低下、経済の低迷、また社会保障の財源が減っていくため、労働年限が伸びていくことが予想されます。そこで、当社グループは、少子高齢化という人口構造の変化に着目し、その「構造変化」を否定的に捉えるのではなく、新たなチャレンジ、成長の「機会」として捉えております。日本、世界が向かう未来をより良いものにするために、創業以来、培ってきたノウハウを活かし、「人口減少を成長の機会に」という基本方針をもって事業を進めてまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

「Work innovation」を実現することを戦略の骨子としております。「Work innovation」とは、少子高齢化によって労働力人口の減少が見込まれる中、人材不足に悩む企業と、働きたいけれども働けない方を繋ぐことによって、企業と働く人、双方に価値を提供し、それぞれの可能性を広げることが出来る、この考え方を当社では「Work innovation」と呼んでおり、CSR(Corporate Social Responsibility)の観点からも社会に貢献していく方針であります。(当社グループのCSRへの取り組みの詳細につきましては、当社ホームページ(<https://www.aidma-hd.jp/csr/>)をご参照ください)

労働力人口の減少が予測される状況を踏まえ、企業が取り組むべき方向性として、大きくは2つの方法があると考えています。一つ目がテクノロジーを活用し、自社の業務生産性を大幅に向上させていく方法、二つ目が自社の社員以外の様々な働き手や外部企業を活用し、アウトソーシングをしていくといった方法が考えられます。当社はこの2つの取り組みに関する支援の幅を広げ、業務支援、就労支援市場の創出に貢献します。

当面は、営業に関する業務支援が主であります。今後営業以外の業務(広報、人事、総務、労務、経理及び財務等)の様々な業務領域に支援の幅を広げていきます。また在宅ワーク以外にも副業や顧問といった就業形態などの働き方支援に幅を広げ、様々な働き手に企業がダイレクトに、アクセスして業務を依頼出来るプラットフォーム事業の構築を進めます。これらの取り組みを通じて、業務支援・就労支援の可能性を広げ、一つの市場をつくっていきます。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの企業理念・経営戦略等の実現性及び持続的な成長と企業価値向上を表す指標として、売上高、経常利益、受注数を経営上の重要な指標として位置づけております。受注数は、ワーク・イノベーション事業の3つのサービスを提供する受注の総数であり、当社グループの事業成長を推進していくための重要な指標と位置付けております。

受注数の直近2期間における推移は以下のとおりです。(単位：件)

(2020年8月期)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
受注数	338	361	451	517

(2021年8月期)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
受注数	442	519	604	672

(4) 経営環境

最近におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う経済活動の制限による景気の急速な悪化により、きわめて厳しい状況で推移いたしました。緊急事態宣言解除後は徐々に経済活動再開に向けての動きは見られるものの、外出抑制の緩和に伴う感染の再拡大が生じており、先行き不透明な状態は今後も続くと思定されます。

このような状況の下、当社グループでは対面営業主体の営業支援からオンラインセールスへの移行を進めております。オンラインセールスを前提とした各種サービスは、対面での営業活動に代わる手段として、また、再現性の高い営業の仕組みを構築する手法としてニーズが高まっていると考えております。また、新型コロナウイルスの影響等により、世界中で働き方改革を余儀なくされているため、働き方に関する価値観の変化が加速し、こうした変化等を背景として在宅ワークへの取り組みが増加し、当社グループの各種サービスが求められているものと考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

少子高齢化に伴う労働力人口の減少により、今後の日本においては、自社の業務を見直し、外部リソースやテクノロジーの活用により生産性向上に取り組む企業が増えつつあることが見込まれます。また、労働力人口の減少は、これまで、働きたくても働けない事情を抱える方など潜在的な労働力の顕在化の動きを加速させることが見込まれます。当社はこの二つの流れを捉え、外部リソースの活用を行う企業に在宅ワーカーをマッチングする、というビジネスモデルを創造し、営業支援の領域を中心に成長を遂げることができましたが、今後も持続的な発展を実現するためには、以下の事項は対処すべき課題だと認識しております。

受託する企業及び事業領域の拡大

これまで、営業体制が確立されていない中小企業を中心に、営業業務のアウトソーシングや営業組織構築のコンサルティング、テストマーケティングなど、営業支援の領域に特化してまいりましたが、今後は、営業以外の業務(広報、人事、総務、労務、経理及び財務等)支援にまで事業領域を拡大してまいります。営業支援の領域では当社がテストマーケティングを行い、再現性のある仕組みを構築しておりますが、業務支援の領域においても、当社にてテストワークを行い、営業支援同様に再現性のある仕組みを構築するサービス提供を行います。また、それに伴い、対象企業の裾野も拡大してまいります。

ストック型収益モデルの確立

これまで、再現性のある営業の仕組みを顧客企業に提供するために、コンサルティングによるフロー型収益モデルがビジネスモデルの中心でしたが、安定した収益基盤構築のためにストック型収益モデルの確立も重要な課題であると認識しております。今後は、自社開発した営業支援ツール「Sales Crowd」の拡販に加え、営業支援で培ったノウハウ、蓄積してきたデータを活かした新サービスの開発・展開を推進し、ストック型収益モデルの拡充を図ってまいります。

多種多様な就労機会の提供

潜在労働力の顕在化は、主婦の在宅ワークに留まらず、今後は、シニア層やアルバイトから常勤就労につきたい方などに向け、多様な就労機会の提供を図っていく必要があります。また、特定の領域に高度な技術や専門性を持つプロフェッショナルの在宅活用、副業の推進と活用も行ってまいります。

オンライン・コミュニケーション・ツール「meet in」の普及

時間と場所を選ばない、もしくは制約が少ないオンラインコミュニケーションは、企業が行う外部リソース活用にも、在宅などで働く場合でも、必要不可欠なキープデバイスとなります。当社グループは、上記及び の課題を達成するためにも、オンライン・コミュニケーション・ツール「meet in」を積極的に普及させ、オンラインコミュニケーションに係る様々なノウハウを吸収し、それを活かした事業展開を行ってまいります。

優秀な人材の確保と育成

当社グループは、今後の業容の拡大と持続的な発展を実現するために、優秀な人材の採用と育成が極めて重要な課題であると認識しております。そのために、採用においては、能力のみならず、企業理念や企業文化を共有できる人材の採用を心掛け、また、入社後の社員に対しては、能力開発、スキルの向上のための研修を実施しており、今後も継続して行っていく必要があります。

経営管理体制の強化

当社グループは、今後持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しており、株主やその他ステークホルダーに信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取組みが不可欠であると考えております。そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループ（当社および連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から、当社グループとしては必ずしも特に重要なリスクと考えていないものも記載しております。当社グループとしては、これらのリスクを予め十分に把握した上で、発生の予防及び対処に万全を期す所存であります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。また、これらのリスク項目は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであり、発生の可能性のあるリスクの全てを網羅するものではありませんのでご留意願います。

（１）経営環境に関するリスクの変化について

当社グループは、営業人材の確保や効果的な営業ノウハウの取得など顧客企業が抱える営業上の課題に対し、当社グループの支援実績データに基づくテストマーケティングの実行支援や各種の商談ツール等の各種サービスを提供しております。現在は、就業人口の減少、雇用の流動化といった労働環境の変化による法人営業の外注ニーズの上昇及びオンラインセールスへの対応需要の増加等を背景として事業を拡大しております。当社グループは、経済情勢や景気動向等を注視し、事業活動やサービス提供を行っておりますが、今後国内外の経済情勢や景気動向等の影響を受け、短期的に法人の営業の外注ニーズが減退する等の理由により顧客企業の営業やマーケティング関連への投資マインドが減退するような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

（２）競合について

当社グループの営業支援サービスと類似するサービスを提供する競合企業は複数存在しますが、当社グループでは、これまで在宅ワーカーを活用した業務体制の構築や業務手続のマニュアル化、オンラインを活用した会社と在宅ワーカーとの連携体制の構築等に基づくノウハウを有していること、また、多数の在宅ワーカーを確保していることから業務量に応じて柔軟にリソースの確保が可能であること等を差別化要因として競争の優位性を築いていると考えております。しかしながら、大小様々な競合企業が存在することから、参入障壁は著しく高いものとはいえ、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合企業の参入により競争の優位性が低下した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対し、当社グループのITや支援にかかるノウハウを蓄積し、活用していくことで、さらなるサービス品質の向上と競争優位性を高めてまいります。

（３）特定サービスへの依存リスクについて

当社グループの主たる収益は営業支援サービスによるものであります。今後、競合企業との競争激化などにより、営業支援サービスの売上が大幅に減少した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループにおいては、当該リスクが顕在化する可能性は高くないと考えておりますが、営業支援サービスに過度に依存することのないよう、人材支援サービス、業務支援サービスの拡大を進めることで、当該リスクの低減に努めてまいります。

（４）事業内容の多角化や新規事業について

当社グループは、ワーク・イノベーション事業の業容拡大を目的として、今後も事業内容の多様化や新規事業への取り組みを進めていく方針です。そのため、人材の採用、教育及びシステム開発費等の追加的な支出が発生する場合や、事業内容の多角化や新規事業が計画のとおりに移行しない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

これらのリスクに対し当社グループは、事業内容の多様化、新規事業を開始する際には、事前に入念な予備調査を行い、事業の収益性・成長性やその潜在的なリスクを評価することで、リスク低減を図る方針であります。

(5) 技術革新への対応について

当社グループが各種サービスを提供するにあたり、技術を活かした開発能力を有していることが競争力の源泉になっております。市場では新技術の開発及びそれに基づく新しいサービスのリリースが頻繁に行われており、あわせて顧客のニーズも非常に変化の激しい業界となっております。そのため常に新しい技術要素に対して情報の収集、蓄積、分析及び習得に取り組んでおります。しかしながら、技術革新において当社グループが予期しない急激な変化があり、その対応が遅れた場合や新技術に対応するため予定していないシステムへの投資が必要になった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 優秀な人材の確保・育成について

今後の業容拡大を図る中で、各領域において専門性を有する人材の採用、育成は不可欠であると認識しており積極的かつ継続的に採用、教育活動を進めております。しかしながら、人材獲得競争が激化し、優秀な人材の採用が困難となる場合や在職している人材の社外流出が大きく生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループでは、セールス・プラットフォームサービスを通じて、顧客の経営情報や新製品データ等を取得することがあるほか、ママワークスでは主に会員登録時において会員の個人情報等を、meet inでは主にサービス利用にかかるコミュニケーション等において顧客が保有する個人情報、機密情報を、それぞれ取得することがあります。このような機密性の高い情報を適切に管理するため、「機密情報管理規程」や「個人情報保護基本規程」等の社内規程に基づいた情報管理に関する社内の周知徹底を行い、情報管理体制の強化を図っております。また、「情報セキュリティマネジメントシステム(I S M S)」の国際規格であるISO/IEC 27001:2013の認証を取得しており、物理的な措置を含む厳重なセキュリティ、アクセス制限、データベースへのアクセス履歴を記録するセキュリティシステムの導入等により情報管理体制の強化に努めております。しかしながら、外部からの不正アクセス、システムの欠陥や障害、機密情報の取り扱いにおける人的過失、従業員の故意等による情報の漏洩、消失、不正利用等が発生した場合、対応次第では、信用の失墜を招き、更には損害賠償の対象となることも考えられます。そのような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報の保護について

当社グループでは、ママワークスの運営等に際して個人情報を取り扱っておりますため、「個人情報の保護に関する法律」等に則った「個人情報保護基本規程」を策定し管理体制を整備しているほか、「プライバシーマーク」といった情報セキュリティに関する認証を取得する等、個人情報の適切な管理と流出防止については細心の注意を払っております。しかしながら、システム上の不具合、社内外の関係者による過失や故意、犯罪行為等によって個人情報が流出する可能性は皆無ではありません。そうした事態が発生した場合、当社グループに対する損害賠償請求や信用の失墜につながる恐れがあり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 知的財産権について

当社グループは、会社名及び提供している主要なサービスの名称について商標登録済が商標登録申請中でありませぬ。また、第三者の知的財産権の侵害の可能性については、社内規程に基づき顧問弁護士等を通じて事前調査を行い対応しており、現状において、かかる知的財産権等に関する紛争はありません。しかし、当社グループが予期せず第三者との間で、知的財産権等の帰属や侵害に関する主張や請求を受ける可能性は完全には否定できず、万が一、当社グループが第三者の知的財産を侵害した場合、当社グループへの損害賠償請求やロイヤルティの支払い要求、使用差し止め請求等が発生し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(10) 売上契約の中途解約に係るリスク

当社グループでは、顧客からの受注に基づき、案件ごとに契約書や注文書を取り交わして、原則として1年程度の期間契約の形態でサービスを提供しており、サービス提供後一定期間内に顧客が中途解約する場合には、当社に違約金を支払う契約となっております。しかしながら、顧客における経営方針や業績の変化等、何らかの理由により顧客との契約が中途解約された場合、当初見込んでいた売上が計上されなくなる等、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 売上債権の貸倒れによるリスク

当社グループの事業における売上債権は、比較的小規模な法人企業等を対象としたものが多数を占めております。主要サービスであるセールス・プラットフォームサービスにつきましては原則として前払契約を締結しておりますが、セールス・プラットフォームサービス以外のサービスにつきましては、顧客企業毎に与信管理を実施し、信用状況に応じて取引条件を設定するほか、債権の滞留及び回収状況を定期的に把握し、必要に応じ貸倒引当金を計上しております。しかしながら、経済情勢の変化により経営基盤の脆弱な企業などにおいて、急速に経営状況が悪化する場合には、貸倒損失の計上や貸倒引当金の計上が必要となる可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(12) クラウドワーカーの確保について

当社グループは、顧客に対するサービスの提供等において、クラウドワーカーを活用しております。これまで、当社グループはクラウドワーカーの確保について重要課題として取り組み、その結果、十分なスキルとノウハウを有し、かつ当社グループ又は顧客企業のニーズに応える品質を維持できる在宅ワーカーを安定確保できており、また、当該在宅ワーカーと良好な関係を構築しております。しかしながら、クラウドワーカーの何らかの事情により、当社グループとの取引が継続できなくなった場合、もしくは当社グループ又は顧客企業が要求する品質の維持ができなくなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(13) 風評被害を受ける可能性について

当社グループは、役職員に対する法令遵守浸透、厳格な情報管理、法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範として「9つの約束」を制定し周知徹底を図る等、コンプライアンス経営に努めております。しかしながら、アウトバウンドで多くの契約締結前の顧客に電話営業を行っていることから、電話営業を迷惑に感じた相手方等により、意図的に噂や憶測、評判等のあいまいな情報を流す、又は何らかの事件事故等の発生に伴う風評により、当社グループに対する誤解、誤認、誇大解釈等が生じ、事業に対し直接間接に損失を被ることが発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 自然災害について

大規模地震や台風などの自然災害により、本社や他の拠点及び顧客に甚だしい被害が発生した場合は、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が、国内及び海外主要各国において終息に向かわず、拡大が長期間にわたり続いた場合は、深刻な経済的影響が生じることが予想されます。当社では、全社員に対して感染疑いや体調不良時の就業に関する対応方針を周知徹底し、事業活動を継続しつつ感染拡大防止のための措置を講じ、顧客企業とのやり取りについても原則としてオンラインにて対応するなど、積極的な対応を実施しており、現時点では、当社グループの事業や業績への影響は限定的であります。当社グループの従業員に影響が生じた場合や顧客企業の営業の外注ニーズの減退等が生じた場合は当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) システムトラブルによるリスクについて

当社グループが独自に開発したテクノロジーにより提供する各種サービスは、インターネットを通じて提供されており、保守、運用及び管理は通信ネットワークに依存しております。各種サービスの安定的な運用のため、システムの冗長化やセキュリティ対策の強化を実施しておりますが、システム障害が発生した場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 法的規制等に関するリスクについて

当社グループは、電気通信事業法や職業安定法、下請法等、企業活動に関わる各種法令の規制を受けております。現在のところ、当社グループの事業に対する各種法規制の強化等が行われるという認識はありませんが、今後各種法令の規制に改正等があった場合、当社グループは、その都度、改正等を遵守した事業運営を行っていく所存です。ただし、国内において新たにインターネット関連事業者を規制する新たな法律や在宅ワークに関連する法律の制定等による法的規制の整備・強化がなされた場合、当社グループの業務が一部制約を受け、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 特定人物への依存について

代表取締役社長である三浦陽平は、当社の創業者であり、会社経営の最高責任者として経営方針や事業戦略の決定をはじめ、当社の事業推進において重要な役割を果たしています。当社グループは、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。なお、代表取締役社長三浦陽平から当社賃借契約に対する債務保証を受けておりますが、保証料は支払っておりません。今後は貸先との交渉により当該債務保証を解消していく方針であります。2021年8月期の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(関連当事者情報)」に記載しております。

(18) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の拡大を図るうえでコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。現状は小規模な組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もこれに応じたものとなっておりますが、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底するために十分な体制を構築していると考えており、今後の事業拡大に応じて業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針であります。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(19) 配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針としております。したがって、各期の財政状態及び経営成績を勘案しながら将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、利益還元実施を検討する所存であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(20) 新株予約権行使による株式価値希薄化に関するリスク

当社グループは、役員及び従業員等に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。また、今後におきましても、役員及び従業員等に対するインセンティブとして新株予約権を付与する可能性があります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は280,950株であり、発行済株式総数7,583,900株の3.7%に相当します。新株予約権の詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

(21) 資金使途について

上場時の公募増資等により調達した資金の使途については、主に市場認知拡大を目的とした広告宣伝費、事業拡大に伴うシステム開発費(人材採用・アウトソースを含む)、オフィス移転費用、WEBマーケティング人材等の専門家の採用費、内部管理体制及び経営基盤の充実・強化等に充当する予定です。しかしながら、当社グループが属する業界において急速に事業環境が変化することも考えられ、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定した投資効果が得られない可能性もあります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受け、景気は回復基調にあるものの依然として厳しい状況で推移いたしました。先行きについては、感染力の強い変異株の発生など、感染の再拡大が深刻化しており、ワクチン接種も進んではいないものの依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境としましては、テレワークが浸透し、就労の多様化が徐々に進展する一方で、企業における人手不足はますます深刻な状況となっております。

このような状況の下、当社は、中小企業を中心に営業リソース不足が深刻化している環境を、アウトソーシング拡大の絶好のビジネスチャンスと捉え、主力サービスのセールス・プラットフォームサービスを中心とし、積極的にワーク・イノベーション事業の展開を推進してまいりました。その結果、在宅ワークが定着した環境下におけるオンラインセールスの手法を必要とする多くの中小、中堅企業からご発注を頂くこととなり、過去最高の経営成績を収めました。

以上の結果、当連結会計年度末の財政状態及び経営成績は次のとおりであります。

a. 財政状態

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は5,310,018千円となり、前連結会計年度末に比べ3,632,866千円増加となりました。

当連結会計年度末における流動資産合計は、4,710,985千円となり、前連結会計年度末に比べ3,337,756千円の増加となりました。これは主に、事業拡大及び新株の発行により現金及び預金が3,253,649千円、売掛金が54,866千円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末における固定資産合計は、599,032千円となり、前連結会計年度末に比べ295,110千円の増加となりました。これは主に、将来減算一時差異の増加により繰延税金資産が199,974千円、自社利用ソフトウェアの開発によりソフトウェアが45,709千円、本社増床に伴う内装工事関連等の増加により有形固定資産が22,660千円増加したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は2,268,195千円となり、前連結会計年度末に比べ1,100,931千円増加となりました。

当連結会計年度末における流動負債合計は、2,264,806千円となり、前連結会計年度末に比べ1,102,941千円の増加となりました。これは主に、事業拡大により前受金が507,153千円、未払法人税等が346,393千円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末における固定負債合計は、3,388千円となり、前連結会計年度末に比べ2,009千円の減少となりました。これは主に、その他に含まれる長期未払金が2,013千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、3,041,823千円となり、前連結会計年度末に比べ2,531,934千円の増加となりました。これは、主に新株の発行による資本金及び資本準備金の増加2,051,713千円、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金480,413千円の増加によるものであります。

b. 経営成績

当連結会計年度の売上高は3,716,142千円（前連結会計年度比103.1%増）、営業利益は829,962千円（前連結会計年度比295.1%増）、経常利益は817,979千円（前連結会計年度比278.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は480,413千円（前連結会計年度比192.5%増）となりました。

なお、当社グループは、ワーク・イノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び同等物は、前連結会計年度末と比べ3,253,649千円増加し、4,369,971千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,377,941千円の収入（前連結会計年度は356,547千円の収入）となりました。この主な増加要因は、税金等調整前当期純利益817,979千円（前年同期は216,120千円）、前受金の増加507,153千円（前年同期は217,985千円の増加）、主な減少要因は、売上債権の増加54,866千円（前年同期は121,027千円の増加）、法人税等の支払額226,244千円（前年同期は84,444千円の支払）などによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、150,771千円の支出（前連結会計年度は37,479千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出50,534千円（前年同期は4,095千円の支出）、無形固定資産の取得による支出55,112千円（前年同期は16,499千円の支出）、敷金及び保証金の差入による支出35,095千円（前年同期は17,598千円の支出）などによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、2,026,479千円の収入（前連結会計年度は398,345千円の収入）となりました。これは、主に株式の発行による収入2,051,713千円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第13期連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

サービスの名称	金額(千円)	前期比(%)
セールス・プラットフォーム事業	2,962,496	97.9
ママワークス事業	543,345	161.1
meet in事業	210,300	69.2
合計	3,716,142	103.1

- (注) 1. 当社グループはワーク・イノベーション事業の単一セグメントであるため、サービス別の販売実績を記載しております。
2. 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成においては、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

また、この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針及び見積りは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

b. 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比べて1,886,299千円増加し、3,716,142千円（前連結会計年度比103.1%増）となりました。この主な要因は、ワーク・イノベーション事業が堅調に推移したことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は、前連結会計年度と比べて566,089千円増加し、871,147千円（前連結会計年度比185.6%増）となりました。その主な内訳は、外注費224,419千円、業務委託費が323,823千円増加したことによるものであります。

これらの結果、売上総利益は2,844,995千円（同86.6%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比べて700,294千円増加し、2,015,032千円（前連結会計年度比53.3%増）となりました。その主な内訳は、給与手当が278,175千円、広告宣伝費が126,813千円増加したことによるものであります。

これらの結果、営業利益は829,962千円（同295.1%増）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、前連結会計年度と比べて8,215千円増加し、15,178千円(前連結会計年度比118.0%増)となりました。その主な内訳は、償却債権取立益が6,062千円、違約金収入が3,573千円増加したことによるものであります。営業外費用は、前連結会計年度と比べて26,273千円増加し、27,161千円(同2956.8%増)となりました。その主な内訳は上場関連費用が25,041千円増加したことによるものであります。

これらの結果、経常利益は817,979千円(同278.5%増)となりました。

(法人税等、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額含む)は337,565千円(前連結会計年度は51,891千円)となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は480,413千円(前連結会計年度比192.5%増)となりました。

資本の財源及び資金の流動性の分析

当社グループの事業活動における運転資金需要のうち主なものは、開発活動に係る人件費及び外注費、販売費及び一般管理費の営業費用であります。投資を目的とした資金需要のうち主なものは、設備投資によるものであります。

これらの資金につきましては、営業活動によって得られる資金でまかなうことを基本として、必要に応じて金融機関から調達を実施する方針であります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。当社グループでは、売上高、経常利益、受注数を経営上の重要な指標として位置付けております。

当連結会計年度における売上高は前連結会計年度と比べて1,886,299千円増加し、3,716,142千円となりました。また、経常利益は、前連結会計年度と比べて601,858千円増加し、817,979千円となりました。受注数は、前連結会計年度と比べて570件増加となり、2,237件となりました。引き続き、営業に関する業務支援に注力しつつ、営業以外の業務領域にも支援の幅を広げ、これらの指標について増加するよう取り組んでまいります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は87,197千円であり、主な内容は本社増床に伴う内装工事関連等の取得及び自社利用のソフトウェアの取得によるものであります。なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却・売却はありません。

また、当社グループはワーク・イノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	車両運搬具	工具、 器具備品	ソフトウェア	合計	
本社(東京都豊島区)他	事務所設備	65,840	6,957	8,460	69,749	151,008	143 (31)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 上記の他、本社及びマーケティングセンター等の年間賃借料は、111,476千円であります。
 4. 従業員数は当社から他社への出向者を除いた就業人員であり、()内は外書きで、臨時雇用者数(派遣社員、パートタイマーを含む。)の年間の平均人員を記載しております。
 5. 当社グループの事業は、ワーク・イノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 国内子会社

国内子会社については、記載すべき主要な設備がないため、記載しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,704,000
計	25,704,000

(注) 2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年12月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は同日より25,704,000株増加し、51,408,000株となる予定です。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,581,950	7,583,900	東京証券取引所 マザーズ	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	7,581,950	7,583,900		

(注) 1. 2021年6月23日をもって、当社株式は東京証券取引所マザーズに上場しております。

2. 提出日現在の発行数には、2021年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

3. 2021年10月13日開催の取締役会決議により、2021年12月1日付で1株を2株に株式分割が行われ、発行済株式総数は7,583,900株増加し、15,167,800株となる予定です。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第1回新株予約権)

2017年8月10日臨時株主総会決議

決議年月日	2017年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4(注)7
新株予約権の数(個)	310[275](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,300[8,250](注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年8月11日～2027年8月10日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9 資本組入額 5(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は30株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社取締役会において認められた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

6. 2021年1月21日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は、調整後の内容を記載しております。

7. 付与対象者である従業員の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名、当社従業員2名になっております。

（第2回新株予約権）

2018年8月29日臨時株主総会決議

決議年月日	2018年8月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 14（注）7 社外協力者 1
新株予約権の数（個）	615 [570]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 18,450 [17,100]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	17（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年8月30日 至 2028年8月29日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 17 資本組入額 9（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は30株であります。

ただし、当社が、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとします。当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職した場合など、正当な理由がある場合で、当社取締役会において認められた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

6. 2021年1月21日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)」は、調整後の内容を記載しております。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役1名、当社従業員11名、社外協力者1名になっております。

(第3回新株予約権(有償ストックオプション))

2018年8月29日臨時株主総会決議

決議年月日	2018年8月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1(注)8
新株予約権の数(個)	120(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,600(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17(注)3、7
新株予約権の行使期間	自 2019年12月1日 至 2028年8月30日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19 資本組入額 10(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき58円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は30株であります。

ただし、当社が、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとします。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとします。当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

4. 行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、2019年8月期又は2020年8月期のいずれかの期の当社連結損益計算書における経常利益が、130百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員及び監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役が認めた場合は、この限りではありません。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

7. 2021年1月21日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は、調整後の内容を記載しております。

8. 付与対象者である従業員の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役1名になっております。

(第4回新株予約権(有償ストックオプション))

2018年8月29日臨時株主総会決議

本新株予約権は、第三者割当により発行される新株予約権(有償ストックオプション)の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっており、その内容は以下のとおりであります。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するというインセンティブ制度であります。

決議年月日	2018年8月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	(注)8
新株予約権の数(個)	8,400 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 252,000(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17(注)3、7
新株予約権の行使期間	自 2019年12月1日 至 2028年8月30日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19 資本組入額 10(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき58円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は30株であります。

ただし、当社が、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとします。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとします。当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

4. 行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。
5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたもの（以下「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、当社第4回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けたもの（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとします。新株予約権者は、2019年8月期又は2020年8月期のいずれかの期の当社連結損益計算書における経常利益が、130百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社・関連会社の取締役、従業員及び監査役並びに顧問、業務委託先及び取引先であることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役が認めた場合は、この限りではありません。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとします。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

7. 2021年1月21日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）」は、調整後の内容を記載しております。
8. 当社の代表取締役社長である三浦陽平は、当社グループの現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションを目的として、2018年8月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2018年8月30日付で弁護士佐賀寛厚を受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第4回新株予約権）」）を設定しており、当社は本信託（第4回新株予約権）に対して、会社法に基づき2018年8月31日に第4回新株予約権（2018年8月29日臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（第4回新株予約権）は、当社グループの役職員に対して、将来の功績に応じて、弁護士佐賀寛厚に付与した第4回新株予約権8,400個（1個当たり30株相当）を分配するものです。既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員に対しても、新株予約権の分配を可能とするものであります。第4回新株予約権の分配を受けた者は、当該第4回新株予約権の発行要項に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第4回新株予約権）は3つの契約（A01からA03まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりです。

名称	新株予約権信託
委託者	三浦 陽平
受託者	佐賀 寛厚
受益者	受益者候補の中から本信託（第4回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより指定された者
信託契約日	2018年8月30日
信託の種類と 新株予約権数	(A01) 4,400個 (A02) 1,600個 (A03) 2,400個
交付日	(A01) 当社の株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場した日から半年が経過した日の翌営業日 (A02) 当社の株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場した日から1年半が経過した日の翌営業日 (A03) 当社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場した日から半年が経過した日の翌営業日
信託の目的	(A01) に第4回新株予約権4,400個（1個あたり30株相当） (A02) に第4回新株予約権1,600個（1個あたり30株相当） (A03) に第4回新株予約権2,400個（1個あたり30株相当）
受益者適格要件	当社グループの役員及び従業員等のうち、当社のガイドライン等に定める一定の条件を満たすものを受益者候補者とし、当社が指定し、本信託（第4回新株予約権）にかかる信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 なお、受益候補者に対する第4回新株予約権信託の配分は、信託ごとにベースポイントと 社外評価委員会の評点の2種類に分けられており、当社のガイドラインで定められたルール等に従い、評価委員会において決定されます。 ベースポイントに基づく付与 役職員等について、本契約締結日、もしくは将来の役職員等についてはその入社時点において期待される役割や貢献に対し、パフォーマンス評価を測ってポイントとして付与し、そのポイントに準じて分配されます。 社外評価委員会の評点に基づく付与 役職員等について、組織や個人の特別な貢献度合いや社内外へのインパクトを測ってポイントとして付与し、そのポイントに準じて分配されます。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年8月26日(注)1	199,800	200,000	-	10,000	-	-
2019年5月8日(注)2	14,200	214,200	39,050	49,050	39,050	39,050
2021年1月21日(注)3	6,211,800	6,426,000	-	49,050	-	39,050
2021年6月22日(注)4	950,000	7,376,000	843,410	892,460	843,410	882,460
2021年7月21日(注)5	205,500	7,581,500	182,442	1,074,902	182,442	1,064,902
2021年7月31日(注)6	450	7,581,950	3	1,074,906	3	1,064,906

(注) 1. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

2. 有償第三者割当

発行価格 5,500円

資本組入額 2,750円

割当先 K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合、K&Pパートナーズ3号投資事業有限責任組合

3. 株式分割(1:30)によるものであります。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,930円

引受価額 1,775.60円

資本組入額 887.80円

5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当)

発行価格 1,775.60円

資本組入額 887.80円

割当先 みずほ証券株式会社

6. 新株予約権の行使によるものであります。

7. 2021年9月1日から2021年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,950株、資本金が12千円及び資本準備金が12千円増加しています。

(5) 【所有者別状況】

2021年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	4	27	31	10	1	1,509	1,582	-
所有株式数 (単元)	-	4,243	4,834	33,845	2,713	1	30,167	75,803	1,650
所有株式数 の割合(%)	-	5.60	6.38	44.65	3.58	0.00	39.80	100.00	-

(注) 自己株式46株は、「単元未満株式の状況」に46株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
JPM株式会社	東京都豊島区東池袋4-5-1	3,000,000	39.57
三浦陽平	東京都豊島区	2,371,200	31.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	323,200	4.26
K&Pパートナーズ2号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区内神田1-2-1	215,700	2.84
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	203,400	2.68
BNY GCM CLIENT A CCOUNT JPRD AC I SG (FE - AC) (常任代理人 株式会社三菱U FJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 1 33 FLEET STREET LON DON EC4A 2BB UNITE D KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	171,412	2.26
三浦和弘	東京都豊島区	128,520	1.69
K&Pパートナーズ3号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区内神田1-2-1	120,400	1.58
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	98,600	1.30
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	53,300	0.70
計		6,685,732	88.17

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,580,300	75,803	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,650	-	-
発行済株式総数	7,581,950	-	-
総株主の議決権	-	75,803	-

【自己株式等】

2021年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイドマ・ ホールディングス	東京都豊島区南池袋 2丁目25番5号	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	46	192
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	46		46	

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために一定の内部留保は確保しながらも、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針と考えております。

ただし、現時点においては、当社は成長過程にあり、将来の成長に必要となる投資を実施し、結果として企業価値を増大させることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、業績の推移・財務状況、今後の投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。実現可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保した資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な発展を実現させるための資金として、有効に活用し、長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な事業の成長を通じてステークホルダーをはじめ、広く社会に貢献することを経営目標としております。その実現のために、組織的に誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針として、取締役会及び監査役制度を基軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず全社員がコンプライアンスの徹底に努めております。これらの取組みにより、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対処できる業務執行体制を確立し、ステークホルダーに対しては透明性及び健全性の高い企業経営が実現できるものと考えております。

なお、当社の主要株主である三浦陽平の持株比率は、当該主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等の所有株式数を合計すると過半数となることから、支配株主に該当いたします。当社は支配株主及び当該支配株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等との取引が生じる場合には、当社の関連当事者取引管理規程に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しており、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公平性を高めるべくコーポレート・ガバナンス強化を企図した、以下の体制を構築しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名により構成されており、うち2名は社外取締役であります。取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。毎月1回の定例取締役会のほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役3名も出席しており、取締役の職務執行を監督しております。

（構成員の氏名）

議長	代表取締役社長	三浦陽平
	取締役	三浦和広、阿部光良、小山田明人、大嶋優太
	社外取締役	小林靖弘、篠崎祥子

b. 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名（うち3名は社外監査役）で構成され、取締役の業務執行を監査・監視しております。監査役会は、毎月1回定期的に開催されますが、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。監査に関する重要な事項及び監査の方法は、監査役会において協議決定しております。

常勤監査役は重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど、監査の実効性確保に努めております。さらに代表取締役との面談、各部門への往査・ヒアリングを実施し、業務の監査が広く行われる体制を整えております。

非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

また、会計監査人、内部監査との連携や意見交換を行っております。

（構成員の氏名）

議長	常勤監査役	若林稔（社外監査役）
	非常勤監査役	本多基記（社外監査役）、岡本和巳（社外監査役）

c. 経営会議

経営会議は、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、経営に関する重要な事項を諮問することにより、代表取締役社長を補佐しております。経営会議は、常勤取締役、各部門の部長・室長、オブザーバーとして常勤監査役で構成しており、月に1回開催しております。取締役会への付議事項や業績の進捗状況などの重要事項についての審議、報告などを行っております。

d. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

e. コンプライアンス委員会

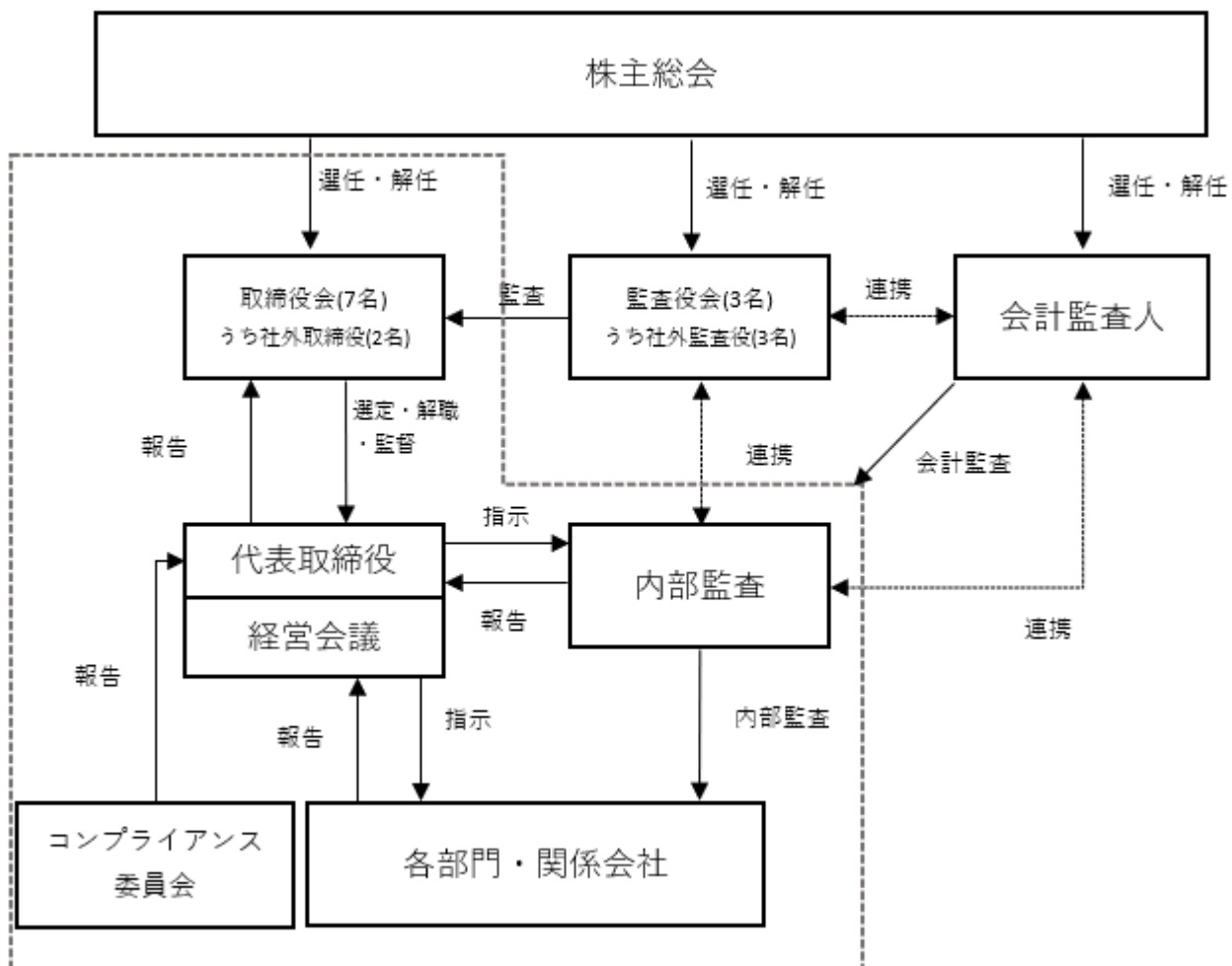
当社では、代表取締役社長を委員長とし、委員会のメンバーを常勤取締役、経営管理本部長及び常勤監査役とするほか、コンプライアンス委員長が必要と判断した役職員に対して委員会への参加を求めることとしております。コンプライアンス委員会は社長直轄として、以下について審議することとしており、定例会として年4回開催するほか、必要に応じて委員長の招集により随時開催することとしております。なお、コンプライアンス委員会の事務局は経営管理本部人事・総務部であります。

- ・コンプライアンスに関する重要な方針、計画及び施策等
- ・コンプライアンスの遵守状況のモニタリングに関する事項
- ・法令等に違反する行為又は違反可能性がある行為への対策

f. 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査責任者及び担当者（2名）が、「内部監査規程」に基づき、自己の属する部門を除く当社の関係会社を含む全部門をカバーするよう内部監査を実施しております。また、内部監査と監査役会、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりです。



ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において次の「内部統制システムの基本方針」を決議しております。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じる他、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性の高い内部統制システムの整備・運用に努めております。

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役及び使用人が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為等の禁止につき考え方を共有し、代表取締役社長は、毎週行われる全体会で、繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ・当社グループの行動規範である「9つの約束」には法令等の遵守の精神が前提にあることを踏まえ、朝礼で全役職員が唱和し浸透を図るとともに、「9つの約束携行カード」を配布し、日常の業務執行において、法令等の遵守を意識できるようにする。
- ・代表取締役社長の直轄組織内に内部監査担当を任命し、内部監査人として、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握及び監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告する。
- ・監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務遂行状況を把握し、法令等の遵守の状況について監査する。
- ・法令等の違反行為、疑義のある行為等について、その情報を直接受領する「ヘルプライン制度」を整備・運用する。
- ・「コンプライアンス規程」を制定・運用し、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、代表取締役社長を委員長とし取締役及び幹部社員で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の企画・運営等に関する重要事項を審議する。
- ・代表取締役社長は、内部監査人、監査役と協力し、法令等違反行為の未然防止に努めるとともに、疑義又は違反行為が発見された場合には、速やかに「コンプライアンス委員会」を開催し、事実関係の調査、関係者の処分、再発防止策の策定等を適切に行う。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報は、適切に文書又は電磁的情報により記録し、「文書管理規程」に定められた期間、保存・管理を行う。
- ・株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づく文書を適切に作成・保存する。
- ・これらの文書は電子化し、そのデータベース化を図り、当該各文書の在否及び保存状況を素早く検索・閲覧できる状況を構築し、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「コンプライアンス規程」及び「ヘルプライン規程」を運用し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進める。
- ・「リスク管理規程」を運用し、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。
- ・不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置し、開示を含む迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整える。

- d.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は取締役の職務執行が効率的にかつ適正に行われているかを監督する。また、取締役及び使用人は、取締役会の定める「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行する。
 - ・取締役は、中期経営計画及び年度予算を達成するための戦略及び様々な施策を推進する。また、年度予算の進捗状況は、取締役会で毎月、検証することで、効率的な職務執行を担保する。
- e.当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社の子会社は、当社がその株式の全てを保有する完全子会社であり、日常業務を行う執務室を共有し、業績及び資産管理を中心とした業務も集中管理しております。子会社の役員も、代表取締役社長が毎週行う全体会に出席し、代表取締役社長の考え方を共有し、企業価値の向上と業務の適正を意識できるようにする。
 - ・内部監査においても、当社の内部監査人が、当社を対象とした内部監査と同等のレベルの内部監査を、実施する。
 - ・当社は、子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位を持って、子会社の取締役の職務執行を直接管理監督可能な体制を確保する。
- f.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行えるように対応する。
 - ・当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとし、独立性の確保に努める。
 - ・当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。また、当該使用人の人事異動、考課、賞罰等については、監査役の同意を要する。
- g.監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- ・監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に参加することができ、取締役又は使用人は監査役の出席を拒めないものとする。
 - ・監査役には主要な決裁書類その他の重要書類が回付され、また、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提供される。
 - ・監査役は内部監査人より、内部監査計画、結果等の定期報告を受け、内部監査人との連携を強化する。また、「ヘルプライン制度」の所管部門より、運用状況について定期報告を受ける。
 - ・取締役及び使用人は、事業の状況、コンプライアンスの状況、その他あらかじめ監査役との間で取り決めた監査役への報告事項等を、監査役に定期的に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役から業務執行について報告を求められた場合、あるいは、会社に著しい損失を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人が、監査役への報告により、処遇や人事評価において不利な取扱いを受けることはなく、報告者を保護する。
- h.監査役がその職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
- ・年度予算において、監査役がその職務の執行に必要と見込まれる費用の予算を設ける。
 - ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をする。

i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役社長は監査役と定期的な意見交換を実施する。
- ・監査役が、定期的に会計監査人や弁護士と、情報・意見交換をできる機会を設ける。
- ・監査役が必要と認めた時は、代表取締役社長と協議の上、内部監査人に監査の協力を求めることができる。内部監査人は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役による効率的な監査に協力する。
- ・監査役は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築している。

k. 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社グループは、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理本部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えている。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社グループの潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めるため、リスク管理に係る規程等を整備するとともに、リスク管理責任者及びリスク管理担当部署を設置しております。また、当社グループのリスク管理に関する重要事項については、取締役会にて決議・報告を受けております。更に、重要なコンプライアンスに係る事項については、コンプライアンス委員会での検討や、顧問弁護士等の専門家に相談することを通じて、必要な措置を講じるほか、不正等に関する役職員のヘルプライン制度を導入し、不正等の未然防止に努めております。

ハ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、当社の関係会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、関係会社を指導・育成すること等を通じて総合的な事業の発展を図ることを目的に、「関係会社管理規程」を定め、当該規程に基づいた運営を行っております。

当社の子会社に対する経営関与については、子会社の自主性を尊重し、原則として経営判断を委ねておりますが、重要な意思決定の判断及び重要事項の報告については当社が積極的に関与しております。また、子会社の取締役には当社の取締役が兼務しておりますので、子会社の経営については随時監督し、当社に共有される体制を構築しております。

更に、当社は子会社管理の主管組織を定め、社内規程に基づき事前協議及び意思決定を行うほか、子会社の損益及び財務状況並びに業務の執行状況については定期的に報告を求め、その分析を行うことで業務の適正性を確認しております。また、管理主管組織が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社に対して監査役監査及び内部監査を実施し、必要な改善を促すことで業務の適正性の確保に努めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。当社は、社外役員との間で当該責任限定契約を締結しております。

取締役の定数及び選任の決議要件

当社の取締役の定数は7名以内とする旨定款に定めております。当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

a. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことが出来る旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

b. 取締役の責任免除

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

c. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性1名(役員のうち女性の比率10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	三浦 陽平	1983年3月9日	2005年4月 (株)トータルサービス入社 2006年4月 (株)ベンチャー・オンライン入社 2008年12月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2012年2月 (株)アйдマ・インサイト(現SEA Dream Company(株))設立 代表取締役 2013年7月 (株)物語TV設立 取締役 2017年1月 (株)meet in設立 代表取締役	(注)4	5,371,200 (注)6
取締役 営業本部長 マーケティング事業部 長	三浦 和広	1985年7月2日	2009年5月 当社入社 2013年7月 (株)物語TV代表取締役 2017年4月 当社 セールス・サポート事業部長 2018年10月 当社 執行役員 2018年11月 当社 取締役(現任) 当社 営業本部長兼セールス・ソリューション事業部長 2019年3月 (株)meet in 取締役(現任) 2020年11月 当社 営業本部長兼マーケティング事業部長(現任) 2021年9月 (株)Sales Crowd 代表取締役(現任)	(注)4	128,520
取締役 経営管理 本部長 人事・総務 部長	阿部 光良	1985年8月21日	2009年4月 大和証券SMBC(株)(現 大和証券(株)) 入社 2011年5月 フロンティア・マネジメント(株) 入 社 2013年10月 ユニキャリア(株)(現 三菱ロジスネ クスト(株)) 入社 2015年11月 (株)日本経営承継支援(現 (株)経営承 継支援) 入社 2016年6月 同社 取締役 2020年1月 当社 取締役(現任) 当社 経営管理部長(現 経営管理 本部長)(現任) 2021年2月 当社 人事・総務部長(現任)	(注)4	19,290
取締役 クリエイ ティブ事業 部長	小山田 明人	1982年9月8日	2005年4月 (株)SMBCコンシューマーファイナンス 入社 2007年3月 (株)JOYOVERFLOWS設立 代表取締役 2015年2月 (株)ラビッドプログレス設立 代表取 締役 2015年4月 (株)ネクストアド設立 代表取締役 (現任) 2020年12月 当社 取締役(現任) 当社 クリエイティブ事業部長(現 任) テックジェンス(株) 取締役(現任)	(注)4	-
取締役 システム統 括部長	大嶋 優太	1988年5月5日	2013年1月 当社 入社 2018年7月 当社 クリエイティブ事業部長 2018年11月 当社 取締役(現任) 2020年12月 当社 システム統括部長(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	小林 靖弘	1969年5月28日	1992年4月 (株)リクルート(現 (株)リクルートホールディングス) 入社 1999年4月 (株)エムティーアイ 入社 2000年11月 (株)ハイジ(現 アクセルマーク(株)) 取締役 2002年10月 同社 代表取締役 2003年10月 (株)セプテーニ(現(株)セプテーニ・ホールディングス) 取締役 2012年1月 (株)コバ 代表取締役(現任) 2013年5月 (株)マックスサポート 監査役(現任) 2016年5月 (株)ジェイマックスリクルートメント 取締役(現任) 2016年9月 テモナ(株) 取締役(現任) 2017年5月 (株)MMB 代表取締役(現任) 2018年1月 当社 取締役(現任) 2019年5月 (株)ビスカス 取締役(現任) 2020年12月 (株)インフォメーションクリエイティブ 取締役監査等委員(現任) 2021年4月 (株)Opus Studio 取締役(現任) 2021年7月 (株)Suneight 取締役(現任) (株)JOB BANK 取締役(現任)	(注)4	4,800 (注)6
取締役	篠崎 祥子	1983年11月7日	2006年4月 エイボン・プロダクツ(株) 入社 2011年12月 (株)ダイアナ 入社 2012年10月 (株)フードコスメ 入社 2012年12月 (株)アイケイ(株)フードコスメ親会社) 広報部長兼マーケティング部長 兼職 2016年7月 エスヴィータ(株)設立 代表取締役社長(現任) 2017年11月 (株)日本創発グループ 取締役監査等委員(現任) 2021年11月 当社 取締役(現任)	(注)4	-
常勤監査役	若林 稔	1961年4月13日	1985年4月 日興証券(株)(現 SMBC日興証券(株)) 入社 2004年11月 (株)ウェブクルー 入社 2005年12月 同社 取締役 2008年10月 (株)保険見直し本舗 取締役 2012年2月 (株)ウェブクルー 業務監査室長 2013年12月 同社 監査役 2017年7月 同社 顧問 2018年1月 当社 監査役(現任)	(注)5	4,800
監査役	本多 基記	1975年5月10日	1998年4月 日本電信電話(株) 入社 1999年7月 東日本電信電話(株) 転籍 2012年12月 弁護士登録 松尾千代田法律事務所 入所 2013年6月 ぶらっとホーム(株) 監査役 2017年6月 同社 取締役 2017年7月 同社 取締役執行役員COO(現任) 2018年9月 本多・森田法律事務所(現 本多・森田・吉田法律会計事務所) 開設 2018年11月 当社 監査役(現任)	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	岡本 和巳	1960年 5月23日	1984年 4月 ゼット(株) 入社 1989年10月 学校法人大原簿記学校会計士科 常勤講師就任 1990年10月 公認会計士第二次試験合格 1991年10月 中央新光監査法人(みずず監査法人(現解散)) 入所 学校法人大原簿記学校会計士科 非常勤講師就任 1994年 8月 公認会計士第三次試験合格(公認会計士登録) 1994年10月 学校法人大原簿記学校横浜校会計士科 非常勤講師就任 1996年10月 学校法人大原簿記学校名古屋校会計士科 非常勤講師就任 1998年10月 大原簿記学校東京校会計士科 非常勤講師就任 2000年 8月 (株)サイバースクールジャパン 非常勤監査役就任 2000年 9月 中央青山監査法人(みずず監査法人、現解散) 非常勤監査法人ナカチ 非常勤 2001年 6月 太田昭和センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 非常勤 2003年 6月 メルクス(株) 監査役 2003年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2005年 5月 同パートナー就任 2011年 5月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) シニアパートナー就任 2014年 4月 衆議院契約監視委員会 委員長就任 2019年 7月 当社 監査役(現任) (株)ビスカス 監査役(現任) (株)アール・アンド・エー・シー 監査役(現任) 2021年 4月 アイムファクトリー(株) 監査役(現任) 2021年 6月 インフォメティス(株) 監査役(現任)	(注) 5	-
計					5,528,610

- (注) 1. 取締役三浦和広は、代表取締役社長三浦陽平の実弟であります。
2. 取締役小林靖弘、篠崎祥子は、社外取締役であります。
3. 監査役若林稔、本多基記及び岡本和巳は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2021年 8 月期に係る定時株主総会終結のときから2022年 8 月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。
5. 監査役の任期は、2021年 1 月21日開催の臨時株主総会の終結のときから、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
6. 所有株式数には、役員の資産管理会社が保有する株式数も含んでおります。

社外役員の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要であると考えているため、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しており、これらの社外役員すべてを東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

社外取締役小林靖弘は、これまでの経歴において、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導をいただけるものと判断したため選任しております。なお、同氏は、当社の株式を保有しており、その内容は「(2) 役員の状況 役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおりであります。同氏と当社間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役篠崎祥子は、これまでの経歴において、広報やマーケティング分野における豊富な経験を有し、当社経営に関して中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導をいただけるものと判断したため選任しております。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役若林稔は、これまでの経歴において、金融機関における豊富な経験に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。なお、同氏は、当社の株式を保有しており、その内容は「(2) 役員の状況 役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおりであります。同氏と当社間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役本多基記は、弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役岡本和巳は、公認会計士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、経営の状況等をモニタリングするとともに、事業判断上、必要とされる助言や意見交換を行います。

社外監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、取締役会の業務執行の状況を監査するほか、内部監査の状況、監査法人による監査の状況を把握するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてそれぞれと連携をとり、業務の適正化を図っております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考のうえ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、経営意思決定機関として原則月1回開催する取締役会に出席し、経営課題等に関して独立した立場から適切な助言をすることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を果たしております。

社外監査役は、監査役会で策定された監査の方針及び職務の分担等に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。また会計監査人、内部監査担当者との情報交換や協議を行う等により、相互連携を図り監査機能の充実に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社を採用しており、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役である岡本和巳は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役は、取締役会に出席すると共に、原則として、毎月1回の監査役会を開催し、当社の経営に対する監視及び取締役の業務執行の適法性について監査を行います。また、内部監査及び会計監査人と連携して、監査の有効性及び効率性を高めております。

当事業年度において当社は監査役会を18回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
若林 稔	18回	18回
本多基記	18回	18回
岡本和巳	18回	18回

監査役会における主な検討事項は、取締役会等の意思決定機関における意思決定プロセスの確認、内部統制システムの整備・運用状況の確認、会計監査人の選解任・不再任に関する事項、会計監査人の報酬等に対する同意、監査役選任議案に対する同意、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の確認、監査報告書案等です。

また、監査役の主な活動としては、取締役会に出席し経営全般又は個別案件に関する客観的な発言を行いました。さらに常勤監査役は、監査役会で定めた監査方針・計画・職務分担に従い、重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び主要な事業所における業務及び財産状況の調査、内部監査人及び会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認等を行い、その結果を必要に応じて監査役会に報告し、的確な監査業務の遂行を協議しました。

内部監査の状況

当社は会社の規模が比較的小規模であることから、独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が任命した内部監査責任者及び担当者（2名）により、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査を実施しております。内部監査責任者は内部監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で、関係会社を含む全部門を対象に内部監査を実施し、業務活動が法令及び社内規程に準拠し、合理的に運営されているかについて代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。なお、内部監査が自己監査とならないよう、内部監査責任者及び担当者が所属する部門については、代表取締役社長が別部門から内部監査担当者を別途任命し、内部監査を実施しております。

また、内部監査責任者は、監査役会及び会計監査人と定期的に会合を行い、各々の監査計画や監査の進捗状況等の情報を共有し、意見交換を行うことにより連携を図り、監査の有効性及び効率性を高めております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

2年間

ハ．業務を執行した公認会計士

鳥羽正浩

藤原由佳

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士18名、その他22名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

EY新日本有限責任監査法人を会計監査人とした理由は、会計監査人に必要とされる独立性、専門性、監査品

質管理及び当社の事業活動を一元的に関する体制を有していること等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

へ．監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、総合的に評価しており、同法人による会計監査は、適正に行われていることを確認しております。その結果、監査役会は会計監査人の選任を決議しました。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,000	-	27,000	3,300
連結子会社	-	-	-	-
計	19,000	-	27,000	3,300

当連結会計年度における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成に関する業務であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査法人との協議を経た上で決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画に基づく監査報酬の算定根拠、監査計画の概要、当期における重点監査項目などを総合的に勘案したことによります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額は、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額が決定されております。取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しております。

当社の取締役に対する報酬は、2017年10月31日開催の定時株主総会において、年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

当社の監査役に対する報酬は、2018年1月12日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

なお、ストック・オプション付与については必要に応じて随時、決定することとしております。

また、役員の報酬に、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬に該当するものではありません。

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、経営内容、経済情勢等を勘案したものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

(取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項)

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長三浦陽平が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう取締役会に原案を諮問し答申を得る等の措置を講じております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬	ストック オプション	退職 慰労金	左記のう ち、非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	94,200	94,200					5
監査役 (社外監査役を除く。)							
社外取締役	2,400	2,400					1
社外監査役	10,215	10,215					3

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年9月1日から2021年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年9月1日から2021年8月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,116,321	4,369,971
売掛金	297,284	352,151
貯蔵品	44	45
その他	44,466	89,136
貸倒引当金	84,887	100,318
流動資産合計	1,373,229	4,710,985
固定資産		
有形固定資産		
建物	58,929	75,949
減価償却累計額	5,230	10,108
建物(純額)	53,698	65,840
車両運搬具	-	6,957
減価償却累計額	-	-
車両運搬具(純額)	-	6,957
工具、器具及び備品	13,235	21,343
減価償却累計額	8,285	12,831
工具、器具及び備品(純額)	4,949	8,512
有形固定資産合計	58,648	81,309
無形固定資産		
ソフトウェア	24,040	69,749
無形固定資産合計	24,040	69,749
投資その他の資産		
敷金及び保証金	60,182	76,833
繰延税金資産	160,677	360,652
投資有価証券	-	10,050
その他	371	436
投資その他の資産合計	221,232	447,972
固定資産合計	303,921	599,032
資産合計	1,677,151	5,310,018

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,430	156,725
短期借入金	² 450,000	² 450,000
未払法人税等	144,212	490,605
未払金	92,417	116,792
未払費用	57,027	85,236
前受金	300,963	808,117
その他	83,813	157,329
流動負債合計	1,161,864	2,264,806
固定負債		
資産除去債務	3,385	3,388
その他	2,013	-
固定負債合計	5,398	3,388
負債合計	1,167,263	2,268,195
純資産の部		
株主資本		
資本金	49,050	1,074,906
資本剰余金	46,783	1,072,640
利益剰余金	413,560	893,974
自己株式	-	192
株主資本合計	509,394	3,041,328
新株予約権	494	494
純資産合計	509,888	3,041,823
負債純資産合計	1,677,151	5,310,018

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
売上高	1,829,843	3,716,142
売上原価	305,058	871,147
売上総利益	1,524,784	2,844,995
販売費及び一般管理費	1 1,314,738	1 2,015,032
営業利益	210,046	829,962
営業外収益		
受取利息	5	18
受取賃貸料	567	201
償却債権取立益	2,409	8,472
違約金収入	1,534	5,108
消費税差額	2,016	38
その他	429	1,338
営業外収益合計	6,962	15,178
営業外費用		
支払利息	888	2,120
上場関連費用	-	25,041
営業外費用合計	888	27,161
経常利益	216,120	817,979
税金等調整前当期純利益	216,120	817,979
法人税、住民税及び事業税	174,527	537,539
法人税等調整額	122,635	199,974
法人税等合計	51,891	337,565
当期純利益	164,228	480,413
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	164,228	480,413

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
当期純利益	164,228	480,413
包括利益	164,228	480,413
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	164,228	480,413
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	49,050	46,783	249,331	-	345,165	494	345,659
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	164,228	-	164,228	-	164,228
当期変動額合計	-	-	164,228	-	164,228	-	164,228
当期末残高	49,050	46,783	413,560	-	509,394	494	509,888

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	49,050	46,783	413,560	-	509,394	494	509,888
当期変動額							
新株の発行	1,025,856	1,025,856	-	-	2,051,713	-	2,051,713
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	480,413	-	480,413	-	480,413
自己株式の取得	-	-	-	192	192	-	192
当期変動額合計	1,025,856	1,025,856	480,413	192	2,531,934	-	2,531,934
当期末残高	1,074,906	1,072,640	893,974	192	3,041,328	494	3,041,823

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	216,120	817,979
減価償却費	11,190	18,827
貸倒引当金の増減額(は減少)	39,995	15,430
受取利息及び受取配当金	5	18
支払利息	888	2,120
上場関連費用	-	25,041
売上債権の増減額(は増加)	121,027	54,866
たな卸資産の増減額(は増加)	47	0
仕入債務の増減額(は減少)	5,550	123,294
未払金の増減額(は減少)	23,315	40,810
前受金の増減額(は減少)	217,985	507,153
その他	42,795	110,782
小計	436,856	1,606,554
利息及び配当金の受取額	5	18
利息の支払額	1,155	2,386
法人税等の支払額	84,444	226,244
法人税等の還付額	5,285	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	356,547	1,377,941
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,095	50,534
無形固定資産の取得による支出	16,499	55,112
投資有価証券の取得による支出	-	10,050
敷金及び保証金の差入による支出	17,598	35,095
敷金及び保証金の回収による収入	714	40
その他	-	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	37,479	150,771
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	600,000	800,000
短期借入金の返済による支出	200,000	800,000
長期借入金の返済による支出	1,655	-
株式の発行による収入	-	2,051,713
上場関連費用の支出	-	25,041
自己株式の取得による支出	-	192
財務活動によるキャッシュ・フロー	398,345	2,026,479
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	717,413	3,253,649
現金及び現金同等物の期首残高	398,908	1,116,321
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,116,321	1 4,369,971

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社meet in

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称

テックジェンス株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～18年
その他	4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
貸倒引当金	100,318

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

売上債権の回収予定や請求月からの経過期間に基づき、一般債権と貸倒懸念債権等の特定の債権を把握しております。一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

主要な仮定

一般債権に係る貸倒引当金は、一般債権に過去の貸倒実績率を乗じて算定しているため、将来の貸倒実績率は過去の貸倒実績率に近似するという仮定のもと計算しております。また、貸倒懸念債権に係る回収可能性の判断において、債務者の支払いの滞留状況や督促に対する回答状況などを勘案して、債権の回収可能性を評価しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の見積りは現時点の最善の見積りであるものの、取引先の財政状態の評価や売上債権の滞留状況を含む回収可能性の検討については、経営者の判断を伴います。経済情勢の変化により経営基盤の脆弱な企業などにおいて、急速に経営状況が悪化する場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表における貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準の適用による影響はございません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りは、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、収束時期の見通しが不透明な状況ではあるものの、提出日現在においては、当期末の見積りに大きな影響を与えるものではないと想定しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の広がりにもなう経済活動への影響等には不確定要素も多いため、想定に変化が生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
投資有価証券(株式)	-千円	10,050千円

- 2 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
当座貸越極度額の総額	700,000千円	700,000千円
借入実行残高	450,000 "	450,000 "
差引額	250,000 "	250,000 "

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
給与手当	424,809千円	702,985千円
貸倒引当金繰入額	70,569 "	55,909 "
支払手数料	169,684 "	238,024 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	214,200	-	-	214,200

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回新株予約権 (ストック・オプション) (2017年8月発行)	-	-	-	-	-	
	第2回新株予約権 (ストック・オプション) (2018年8月発行)	-	-	-	-	-	
	第3回新株予約権 (有償ストック・オプション) (2018年8月発行)	-	-	-	-	6	
	第4回新株予約権 (有償ストック・オプション) (2018年8月発行)	-	-	-	-	487	
合計			-	-	-	494	

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	214,200	7,367,750	-	7,581,950

(変動事由の概要)

株式分割(1:30)による増加 6,211,800株

有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による増加 950,000株

有償第三者割当増資による増加 205,500株

新株予約権の行使による増加 450株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)		46		46

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による自己株式の取得 46株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回新株予約権 (ストック・オプション) (2017年8月発行)	-	-	-	-	-	-
	第2回新株予約権 (ストック・オプション) (2018年8月発行)	-	-	-	-	-	-
	第3回新株予約権 (有償ストック・オプション) (2018年8月発行)	-	-	-	-	-	6
	第4回新株予約権 (有償ストック・オプション) (2018年8月発行)	-	-	-	-	-	487
合計			-	-	-	-	494

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
現金及び預金	1,116,321千円	4,369,971千円
現金及び現金同等物	1,116,321千円	4,369,971千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金調達は原則として自己資金において賅っており、事業計画に照らして必要と認められる場合は、銀行借入により資金調達する方針であります。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

短期借入金及び長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。これらのうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

変動金利の借入金に係る金利変動リスクについては、担当部署が市場金利の動向をモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2.を参照ください）。

前連結会計年度(2020年8月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,116,321	1,116,321	-
(2) 売掛金 貸倒引当金()	297,284 84,887		
	212,396	212,396	-
(3) 敷金及び保証金	60,182	60,182	-
資産計	1,388,901	1,388,901	-
(1) 買掛金	33,430	33,430	-
(2) 短期借入金	450,000	450,000	-
(3) 未払金	92,417	92,417	-
(4) 未払費用	57,027	57,027	-
(5) 未払法人税等	144,212	144,212	-
負債計	777,087	777,087	-

() 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2021年8月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,369,971	4,369,971	-
(2) 売掛金 貸倒引当金()	352,151 100,318		
	251,832	251,832	-
(3) 敷金及び保証金	76,833	76,833	-
資産計	4,698,637	4,698,637	-
(1) 買掛金	156,725	156,725	-
(2) 短期借入金	450,000	450,000	-
(3) 未払金	116,792	116,792	-
(4) 未払費用	85,236	85,236	-
(5) 未払法人税等	490,605	490,605	-
負債計	1,299,359	1,299,359	-

() 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

合理的に見積もった敷金及び保証金の回収予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算出しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、及び(5) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券(当連結会計年度の連結貸借対照表計上額10,050千円)は、非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,116,042	-	-	-
売掛金	297,284	-	-	-
合計	1,413,326	-	-	-

当連結会計年度(2021年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,369,729	-	-	-
売掛金	352,151	-	-	-
合計	4,721,880	-	-	-

(注) 4. 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	450,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	-	-	-	-
合計	450,000	-	-	-	-	-

当連結会計年度(2021年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	450,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	-	-	-	-
合計	450,000	-	-	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値はゼロであるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年8月10日	2018年8月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 14名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 9,300株	普通株式 20,400株
付与日	2017年8月29日	2018年8月31日
権利確定条件	(注)2.	(注)2.
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2019年8月11日～2027年8月10日	2020年8月30日～2028年8月29日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年8月29日	2018年8月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	受託者 佐賀寛厚(注)3.
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 3,600株	普通株式 252,000株
付与日	2018年8月31日	2018年8月31日
権利確定条件	(注)2.	(注)2.
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2019年12月1日～2028年8月30日	2019年12月1日～2028年8月30日

(注)1. 株式数に換算して記載しています。なお、2021年1月21日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2. 上記のストック・オプションに権利行使条件が付与されております。詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3. 本新株予約権は、佐賀寛厚氏を受託者とする信託に割り当てられ、当社グループの役職員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2021年1月21日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	9,300	18,900	3,600	252,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	9,300	18,900	3,600	252,000
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	9,300	18,900	3,600	252,000
権利行使	-	450	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	9,300	18,450	3,600	252,000

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格（円）	9	17	17	17
行使時平均株価（円）	-	5,078	-	-
付与日における 公正な評価単価（円）	-	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,511,179千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	2,277千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	15,081千円	20,710千円
貸倒引当金	29,202 "	30,717 "
敷金及び保証金	3,709 "	8,918 "
資産除去債務	1,171 "	1,037 "
未払金	1,962 "	1,773 "
前受金	104,057 "	252,146 "
ソフトウェア	5,664 "	42,112 "
その他	774 "	4,004 "
繰延税金資産合計	161,623千円	361,420千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	945千円	767千円
繰延税金負債合計	945 "	767 "
繰延税金資産純額	160,677千円	360,652千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
法定実効税率	34.6%	30.6%
(調整)		
連結子会社の税率差異	-	0.5%
住民税均等割等	0.4%	0.7%
留保金課税	-	13.8%
税率変更による影響	-	1.6%
税額控除	10.3%	6.1%
その他	0.7%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.0%	41.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2021年6月の株式上場に行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.6%から30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が12,682千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、不動産賃貸借契約に基づく賃貸借期間終了時の原状回復義務を資産除去債務に関する会計基準の対象としております。

当社グループは、主に、当連結会計年度末における資産除去債務について、負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当社グループの一部は、賃貸借期間終了時の原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、いずれも重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ワーク・イノベーション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、ワーク・イノベーション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、ワーク・イノベーション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はございません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はございません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	三浦陽平	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接43.74 間接46.69	-	家賃に対する債務被保証 (注)1	70,499	-	-

(注)1. 当社の本社等の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている物件の年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	三浦陽平	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接31.28 間接39.58	-	家賃に対する債務被保証 (注)1	106,233	-	

(注)1. 当社の本社等の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている物件の年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり純資産額	79.27円	401.13円
1株当たり当期純利益	25.56円	72.41円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	69.45円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は2021年6月23日に東京証券取引所マザーズに上場したため、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2021年8月期連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 当社は、2021年1月21日付けで普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	164,228	480,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	164,228	480,413
普通株式の期中平均株式数(株)	6,426,000	6,634,476
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	282,828
(うち新株予約権(株))	(-)	(282,828)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数9,460個)	-

(重要な後発事象)

(子会社の設立)

当社は、2021年9月15日開催の取締役会において、当社が100%出資する子会社の設立を決議し、2021年9月30日付で設立いたしました。

1. 目的

当社が開発した営業DXツール「Sales Crowd」の市場開拓、販売代理店開拓、また既存の当社クライアントへの利用促進、及びツールを円滑に活用するためのカスタマーサポート体制の拡充を目的として、子会社を設立いたしました。

2. 子会社の概要

会社名	株式会社Sales Crowd
所在地	東京都豊島区南池袋二丁目25番5号
事業の内容	Sales Crowd の各種ツールの販売、OEM販売、保守 Sales Crowd 代理店の管理及び販売支援 Sales Crowd を活用した法人業務支援
資本金	10,000千円
設立の時期	2021年9月30日
取得価額	10,000千円
出資比率	当社 100%

(事業の譲受)

当社は、2021年9月15日開催の取締役会において、ドコモ株式会社からクラウド系VDIソリューション「どこでもデスクトップ」事業を譲り受けることを決議し、2021年9月16日付で事業譲渡契約を締結し、2021年9月30日付で事業の譲受をいたしました。

1. 企業結合の概要

相手企業の名称

ドコモ株式会社

譲受事業の内容

ドコモ株式会社が行うVDIソリューション「どこでもデスクトップ」事業の全部

企業結合を行った主な理由

当社は、クラウドワーカーとパートナーシップを組み、営業支援サービス、業務支援サービスを実施しており、当社クライアントに対しても、クラウドワーカーの活用を提案し、実績が急速に増えてきております。

今後コロナ渦による働き方の変化や、テクノロジーの進歩により、多様な働き方が可能となる機会が飛躍的に増加していく可能性が高い中、クラウドワーカーのセキュリティ面をいかに担保していくかは、非常に重要な課題であると認識しております

ドコモ株式会社が開発した「どこでもデスクトップ」は、個人のPCから仮想空間上にアクセスをし、当該仮想空間上の業務を実施することで、様々なセキュリティリスクをヘッジすることができるサービスになります。

セキュリティに関わる潜在的なリスク、また顕在的なリスクなどの多くを解決することができるツールであり、当事業との親和性が高いと考えられることから譲り受けることとなりました。

企業結合日

2021年9月30日

企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

2. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

5,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 696千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(投資有価証券の取得)

当社は、2021年9月15日開催の取締役会において、Micoworks株式会社に出資することを決議し、2021年9月30日に払込を行いました。

1. 目的

Micoworksが開発している「MicoCloud」は、お客様中心のコミュニケーション体制を構築するツールであり、「集客」から「ファン化」までを一元管理し、導入企業様の成功体制構築までをサポートしており、中小企業から大企業まで、業界や規模を問わず高い継続利用率を実現しています。

本件出資により、法人向けにサービス提供している当社のお客様に対して、個人向けの事業展開のご支援が可能となり、さらに当社が運営している「ママワークス」、「リワークス」等の個人向けのサービスの集客および会員獲得等を改善すべくMicoworksと協業してまいります。

2. 出資額

49,400千円

3. 出資比率

相手先の意向により非開示とさせていただきます。

(株式分割)

当社は、2021年10月13日開催の取締役会において、株式分割の実施及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げること、当社株式の流動性向上と投資家層拡大を目的としております。

2. 株式分割の方法、割合

2021年11月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

株式分割前の発行済株式総数 7,583,900株

株式分割により増加する株式数 7,583,900株

株式分割後の発行済株式総数 15,167,800株

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は2021年11月29日現在の発行済株式総数により記載しているものであり、新株予約権の行使により変動する可能性があります

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割により、発行済株式総数が2倍に増加することとなりますが、純資産等は変動しないため、1株当たりの純資産額は2分の1となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。当該株式分割が前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり純資産額	39.64円	200.56円
1株当たり当期純利益	12.78円	36.21円

4. 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2021年12月1日以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下の通りに調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	9円	5円
第2回新株予約権	17円	9円
第3回新株予約権	17円	9円
第4回新株予約権	17円	9円

5. 資本金の額の変更

今回の株式分割に関しまして、資本金の額の変更はありません。

6. 定款の一部変更について

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を変更するものとします。なお、定款の変更の効力発生日は2021年12月1日となります。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条当社の発行可能株式総数は、 <u>25,704,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条当社の発行可能株式総数は、 <u>51,408,000株</u> とする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	450,000	450,000	0.465	
1年以内に返済予定の長期借入金				
合計	450,000	450,000		

(注)「平均利率」については、借入金の期末残高に対する利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)			2,584,697	3,716,142
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (千円)			713,556	817,979
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益 (千円)			468,205	480,413
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			72.86	72.41

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)			24.57	1.68

(注) 1. 当社は2021年6月23日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第1四半期及び第2四半期の情報は記載しておりません。

2. 当社は、2021年1月21日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	971,631	4,194,250
売掛金	297,947	1 356,450
貯蔵品	44	45
前払費用	43,430	84,715
その他	2,847	5,048
貸倒引当金	85,755	100,318
流動資産合計	1,230,146	4,540,191
固定資産		
有形固定資産		
建物	58,929	75,949
減価償却累計額	5,230	10,108
建物(純額)	53,698	65,840
車両運搬具	-	6,957
減価償却累計額	-	-
車両運搬具(純額)	-	6,957
工具、器具及び備品	13,081	21,189
減価償却累計額	8,234	12,728
工具、器具及び備品(純額)	4,847	8,460
有形固定資産合計	58,546	81,258
無形固定資産		
ソフトウェア	24,040	69,749
無形固定資産合計	24,040	69,749
投資その他の資産		
関係会社株式	11,000	11,000
投資有価証券	-	10,050
長期前払費用	7	285
繰延税金資産	110,255	319,494
敷金及び保証金	60,182	76,833
その他	-	20
投資その他の資産合計	181,446	417,683
固定資産合計	264,033	568,691
資産合計	1,494,179	5,108,883

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,430	156,725
短期借入金	2 450,000	2 450,000
未払金	109,235	116,504
未払費用	56,920	85,236
未払法人税等	100,053	481,852
未払消費税等	62,540	129,499
前受金	166,676	690,007
預り金	7,873	26,642
その他	-	1,187
流動負債合計	986,730	2,137,655
固定負債		
資産除去債務	3,385	3,388
その他	2,013	-
固定負債合計	5,398	3,388
負債合計	992,129	2,141,044
純資産の部		
株主資本		
資本金	49,050	1,074,906
資本剰余金		
資本準備金	39,050	1,064,906
資本剰余金合計	39,050	1,064,906
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	413,455	827,723
利益剰余金合計	413,455	827,723
自己株式	-	192
株主資本合計	501,555	2,967,344
新株予約権	494	494
純資産合計	502,049	2,967,838
負債純資産合計	1,494,179	5,108,883

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
売上高	1,746,541	3,566,546
売上原価	305,058	871,147
売上総利益	1,441,482	2,695,398
販売費及び一般管理費	1 1,247,798	1 1,971,260
営業利益	193,684	724,138
営業外収益		
受取利息	4	17
受取賃貸料	567	201
受取手数料	326	416
関係会社業務受託料	600	600
償却債権取立益	2,409	8,472
違約金収入	1,534	5,108
消費税差額	2,004	38
その他	102	814
営業外収益合計	7,550	15,668
営業外費用		
支払利息	888	2,120
上場関連費用	-	25,041
営業外費用合計	888	27,161
経常利益	200,346	712,645
税引前当期純利益	200,346	712,645
法人税、住民税及び事業税	129,390	507,616
法人税等調整額	82,970	209,238
法人税等合計	46,419	298,377
当期純利益	153,927	414,267

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)		当事業年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
業務委託費		228,871	75.0	552,694	63.4
外注費		60,502	19.8	284,922	32.7
その他経費		15,684	5.1	33,531	3.8
合計		305,058	100.0	871,147	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	49,050	39,050	39,050	259,528	259,528	347,628
当期変動額						
当期純利益				153,927	153,927	153,927
当期変動額合計				153,927	153,927	153,927
当期末残高	49,050	39,050	39,050	413,455	413,455	501,555

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	494	348,122
当期変動額		
当期純利益		153,927
当期変動額合計		153,927
当期末残高	494	502,049

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	49,050	39,050	39,050	413,455	413,455		501,555
当期変動額							
新株の発行	1,025,856	1,025,856	1,025,856				2,051,713
当期純利益				414,267	414,267		414,267
自己株式の取得						192	192
当期変動額合計	1,025,856	1,025,856	1,025,856	414,267	414,267	192	2,465,788
当期末残高	1,074,906	1,064,906	1,064,906	827,723	827,723	192	2,967,344

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	494	502,049
当期変動額		
新株の発行		2,051,713
当期純利益		414,267
自己株式の取得		192
当期変動額合計		2,465,788
当期末残高	494	2,967,838

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～18年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	当事業年度
貸倒引当金	100,318

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

売上債権の回収予定や請求月からの経過期間に基づき、一般債権と貸倒懸念債権等の特定の債権を把握しております。一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

主要な仮定

一般債権に係る貸倒引当金は、一般債権に過去の貸倒実績率を乗じて算定しているため、将来の貸倒実績率は過去の貸倒実績率に近似するという仮定のもと計算しております。また、貸倒懸念債権に係る回収可能性の判断において、債務者の支払いの滞留状況や督促に対する回答状況などを勘案して、債権の回収可能性を評価しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の見積りは現時点の最善の見積りであるものの、取引先の財政状態の変化や売上債権の滞留状況を含む回収可能性の検討については、経営者の判断を伴います。経済情勢の変化により経営基盤の脆弱な企業などにおいて、急速に経営状況が悪化する場合には、翌事業年度の財務諸表における貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りは、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、収束時期の見通しが不透明な状況であるものの、提出日現在においては、当期末の見積りに大きな影響を与えるものではないと想定しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の広がりにもなう経済活動への影響等には不確定要素も多いため、想定に変化が生じた場合、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

- 1 関係会社に対する資産及び負債(区分表示したものを除く)は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
売掛金	- 千円	7,606千円

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
当座貸越極度額の総額	700,000千円	700,000千円
借入実行残高	450,000 "	450,000 "
差引額	250,000 "	250,000 "

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
給与手当	414,889千円	684,585千円
減価償却費	11,139 "	18,775 "
貸倒引当金繰入額	70,569 "	55,909 "
支払手数料	154,327 "	231,742 "
おおよその割合		
販売費	48.6 %	49.2 %
一般管理費	51.4 "	50.8 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
子会社株式	11,000	11,000
関連会社株式		10,050
計	11,000	21,050

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	11,046千円	20,418千円
貸倒引当金	29,202 "	30,717 "
敷金及び保証金	3,709 "	8,918 "
資産除去債務	1,171 "	1,037 "
未払金	1,962 "	1,773 "
前受金	57,670 "	211,280 "
ソフトウェア	5,664 "	42,112 "
その他	774 "	4,004 "
繰延税金資産合計	111,201千円	320,262千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	945千円	767千円
繰延税金負債合計	945 "	767 "
繰延税金資産純額	110,255千円	319,494千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
法定実効税率	34.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割等	0.4%	0.8%
留保金課税	-	15.4%
税率変更による影響	-	1.8%
税額控除	11.1%	7.0%
その他	0.7%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.2%	41.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2021年6月の株式上場の際に行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.6%から30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が12,682千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(重要な後発事象)

(子会社の設立)

当社は、2021年9月15日開催の取締役会において、当社が100%出資する子会社の設立を決議し、2021年9月30日付で設立いたしました。

1. 目的

当社が開発した営業DXツール「Sales Crowd」の市場開拓、販売代理店開拓、また既存の当社クライアントへの利用促進、及びツールを円滑に活用するためのカスタマーサポート体制の拡充を目的として、子会社を設立いたしました。

2. 子会社の概要

会社名	株式会社Sales Crowd
所在地	東京都豊島区南池袋二丁目25番5号
事業の内容	Sales Crowd の各種ツールの販売、OEM販売、保守 Sales Crowd 代理店の管理及び販売支援 Sales Crowd を活用した法人業務支援
資本金	10,000千円
設立の時期	2021年9月30日
取得価額	10,000千円
出資比率	当社 100%

(事業の譲受)

当社は、2021年9月15日開催の取締役会において、ドコデモ株式会社からクラウド系VDIソリューション「どこでもデスクトップ」事業を譲り受けることを決議し、2021年9月16日付で事業譲渡契約を締結し、2021年9月30日付で事業の譲受をいたしました。

1. 企業結合の概要

相手企業の名称

ドコデモ株式会社

譲受事業の内容

ドコデモ株式会社が行うVDIソリューション「どこでもデスクトップ」事業の全部

企業結合を行った主な理由

当社は、クラウドワーカーとパートナーシップを組み、営業支援サービス、業務支援サービスを実施しており、当社クライアントに対しても、クラウドワーカーの活用を提案し、実績が急速に増えてきております。

今後コロナ渦による働き方の変化や、テクノロジーの進歩により、多様な働き方が可能となる機会が飛躍的に増加していく可能性が高い中、クラウドワーカーのセキュリティ面をいかに担保していくかは、非常に重要な課題であると認識しております

ドコデモ株式会社が開発した「どこでもデスクトップ」は、個人のPCから仮想空間上にアクセスをし、当該仮想空間上の業務を実施することで、様々なセキュリティリスクをヘッジすることができるサービスになります。

セキュリティに関わる潜在的なリスク、また顕在的なリスクなどの多くを解決することができるツールであり、当社事業との親和性が高いと考えられることから譲り受けることとなりました。

企業結合日

2021年9月30日

企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

2. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

5,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 696千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(投資有価証券の取得)

当社は、2021年9月15日開催の取締役会において、Micoworks株式会社に出資することを決議し、2021年9月30日に払込を行いました。

1. 目的

Micoworksが開発している「MicoCloud」は、お客様中心のコミュニケーション体制を構築するツールであり、「集客」から「ファン化」までを一元管理し、導入企業様の成功体制構築までをサポートしており、中小企業から大企業まで、業界や規模を問わず高い継続利用率を実現しています。

本件出資により、法人向けにサービス提供している当社のお客様に対して、個人向けの事業展開のご支援が可能となり、さらに当社が運営している「ママワークス」、「リワークス」等の個人向けのサービスの集客および会員獲得等を改善すべくMicoworksと協業してまいります。

2. 出資額

49,400千円

3. 出資比率

相手先の意向により非開示とさせていただきます。

(株式分割)

当社は、2021年10月13日開催の取締役会において、株式分割の実施及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げること、当社株式の流動性向上と投資家層拡大を目的としております。

2. 株式分割の方法、割合

2021年11月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

株式分割前の発行済株式総数 7,583,900株

株式分割により増加する株式数 7,583,900株

株式分割後の発行済株式総数 15,167,800株

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は2021年11月29日現在の発行済株式総数により記載しているものであり、新株予約権の行使により変動する可能性があります

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割により、発行済株式総数が2倍に増加することとなりますが、純資産等は変動しないため、1株当たりの純資産額は2分の1となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。当該株式分割が前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり純資産額	39.64円	200.56円
1株当たり当期純利益	12.78円	36.21円

4. 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2021年12月1日以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下の通りに調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	9円	5円
第2回新株予約権	17円	9円
第3回新株予約権	17円	9円
第4回新株予約権	17円	9円

5. 資本金の額の変更

今回の株式分割に関しまして、資本金の額の変更はありません。

6. 定款の一部変更について

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を変更するものとします。なお、定款の変更の効力発生日は2021年12月1日となります。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条当社の発行可能株式総数は、 <u>25,704,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条当社の発行可能株式総数は、 <u>51,408,000株</u> とする。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	58,929	17,020	-	75,949	10,108	4,878	65,840
車両運搬具	-	6,957	-	6,957	-	-	6,957
工具、器具及び備品	13,081	8,107	-	21,189	12,728	4,494	8,460
建設仮勘定	-	7,232	7,232	-	-	-	-
有形固定資産計	72,011	39,317	7,232	104,096	22,837	9,372	81,258
無形固定資産							
ソフトウェア	31,984	55,112	-	87,096	17,346	9,403	69,749
ソフトウェア仮勘定	-	44,385	44,385	-	-	-	-
無形固定資産計	31,984	99,497	44,385	87,096	17,346	9,403	69,749

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社増床に伴う内装工事関連等	17,020千円
車両運搬具	社用車	6,957千円
工具、器具及び備品	オフィス家具、ノートPC等	8,107千円
ソフトウェア	自社利用のソフトウェアの開発等	55,112千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	85,755	80,160	44,160	21,437	100,318

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎年11月
基準日	毎年8月31日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.aidma-hd.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し) 2021年5月20日 関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2021年6月4日及び2021年6月14日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第13期第3四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日) 2021年7月15日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月29日

株式会社アイドマ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鳥 羽 正 浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 原 由 佳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイドマ・ホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイドマ・ホールディングス及び連結子会社の2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上債権に対する貸倒引当金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

<p>(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、会社は、2021年8月31日現在、貸倒引当金(流動資産)を100,318千円計上している。</p> <p>会社は、(連結財務諸表のための基本となる重要な事項)に記載のとおり、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>会社は、売上債権の回収予定や請求月からの経過期間に基づき一般債権と貸倒懸念債権を分類し、貸倒懸念債権の回収可能性の見積りに際して、債権の滞留期間等、入手可能な情報により個別の実態を総合的に判断しているが、比較的小規模な取引先が多く、経済情勢の変化により急速に取引先の経営状況が悪化する場合も考えられる。このような状況において、売上債権の滞留状況の評価を含む回収可能性の検討については不確実性を伴い、経営者の主観的な判断が含まれる。</p> <p>以上より、当監査法人は売上債権に対する貸倒引当金の評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の売上債権に対する貸倒引当金の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 会社の売上債権に対する貸倒引当金の見積りプロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。特に債権の滞留期間の把握及び貸倒懸念債権に対する貸倒引当金の算定過程に焦点を当てて評価した。</p> <p>(2) 売上債権に対する貸倒引当金の評価の合理性の検討 貸倒懸念債権に対する貸倒引当金の見積りの合理性を評価するため、主に以下を含む監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒懸念債権等特定の債権に関する回収可能性の評価について、経営管理部担当者に対して質問するとともに、売上債権が会社の分類基準に基づき適切に分類、評価されていることを確認した。 ・請求からの経過期間を把握する管理表のデータの正確性・網羅性及び債権区分の適切性を評価するため、管理表と各月の試算表との整合性を確認し、管理表から抽出した得意先につき、請求書や入金証憑と照合した。 ・経営者の貸倒引当金の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の引当額と貸倒実績とを比較した。
--	--

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月29日

株式会社アイドマ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥 羽 正 浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 原 由 佳

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイドマ・ホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイドマ・ホールディングスの2021年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上債権に対する貸倒引当金の評価

(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、会社は、2021年8月31日現在、貸倒引当金(流動資産)を100,318千円計上している。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。